

平成28年12月6日

平成28年第4回岬町議会定例会

第1日会議録

平成28年第4回(12月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成28年12月6日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長 廣田 節子
副町長 中口 守可	危機管理監 中田 道徳
副町長 種村 誠之	地方創生企画政策監 西 啓介
教育長 笠間 光弘	水道事業理事 鵜久森 敦
まちづくり戦略室 長兼町長公室長 保井 太郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事 しあわせ創造部 理 事 串山 京子
総務部長 古谷 清	都市整備部理事 家永 淳
財政改革部長 四至本 直秀	都市整備部理事 早野 清隆
しあわせ創造部長 古橋 重和	
都市整備部長 木下 研一	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕 議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成28年12月6日から12月22日（17日）

○会議録署名議員

10番 出 口 実 11番 竹 原 伸 晃

議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	一般質問

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第4回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名、全員でございます。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下、関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名します。10番出口 実君、11番竹原伸晃君、以上、2名の方をお願いします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月6日から12月22日までの17日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月6日から12月22日までの17日間と決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、諸般の報告を行います。

去る10月14日に和田勝弘議員が総務大臣から総務大臣感謝状を受けましたので、伝達式を行います。

和田勝弘君は演台前にお越しくください。

(和田勝弘議員 演台前へ)

○道工晴久議長 感謝状 大阪府岬町 和田勝弘殿

あなたは35年以上の永きにわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与された住民福祉の

向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。

よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成28年10月14日 総務大臣 高市早苗

おめでとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈でございます。

田代町長は演台前にお越しく下さい。

(田代町長 演台前へ)

○田代町長 感謝状 岬町議会議員 和田勝弘様

あなたは35年の永きにわたり、岬町議会議員として地方自治の振興発展に寄与・貢献されました。

その功績はまことに顕著で、ここに感謝の意を表します。

平成28年12月6日 大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

どうもおめでとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 ただいま感謝状の贈呈が終わりました。

感謝状を受けられました和田勝弘議員より謝辞を申し述べたいとのことでございますので、これを許可します。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ただいま議長のお許しが出ましたので、貴重なお時間をいただき一言ご挨拶を申し上げます。

去る10月14日に総務大臣から議会議員勤続35年と、大変名誉ある賞をいただきました。

もとより、その器ではございませんが、このことは多くの町民の皆様の力強い支えによるものと思いい、まことに僭越ながらありがたくお受けをした次第であります。

また、町長からも感謝状をいただき、まことに恐縮するとともに、大変光栄に思う次第であります。

これも、ひとえにご支援、ご協力いただきました住民の皆さんや同僚議員及び理事者の多くの関係各位の皆様の温かいご支援に改めまして深く感謝とお礼を申し上げます。

今日までの35年の議員活動を思い浮かべると、さまざまな印象深い出来事がございましたが、皆様と力を合わせながら危機的な状況を克服してまいりました。

これからも身を慎み、自分を戒め、原点に戻ったつもりで皆様のお力をおかりしながら、また一つひとつ積み重ねていき、地方自治の振興と岬町の発展に邁進していく所存でございます。

最後になりましたが、ご臨席の皆様方の今後のますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

お礼の挨拶といたします。

本日は、まことにありがとうございました。

(拍手)

○道工晴久議長 和田議員におかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦労さまでした。

今後とも、よりよい岬町のためによりしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして町長から挨拶を求められておりますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、平成28年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

また、和田議員におかれましては、総務大臣からの感謝状、まことにおめでとうございました。

議員就任より35年の永きにわたり地方自治の振興・発展に寄与、貢献された功績に心から敬意を表します。ご健康に留意され、今後もますますご活躍されますよう祈念申し上げます。

さて、先日から各小学校で開催された学芸会等を見学させていただく機会が多くございました。演劇や合唱、子どもの主張など、どの子ども大勢の前で緊張しながらも生き生きと楽しんでいる姿を見ることができ、大変うれしく、また頼もしく思いました。

子どもたちの雄姿を見てうれしいのは言うまでもございませんが、いずれの学校においても保護者だけではなく、地域の方々が鑑賞できるように構成されており、小学校を核とした地域コミュニティの醸成が図られていることを改めて感じ、地域力のきずなの深さを強く感じた次第であります。

もう一つホットなニュースが舞い込んでまいりました。

新聞等でも報道されましたように、先月中旬ごろ、淡輪駅周辺に雄雌2羽のコウノトリが飛来し話題となっております。

国の特別天然記念物に指定されているコウノトリは、幸せを呼ぶ鳥として知られ、見るものの心を弾ませ、かつ、癒してくれる美しい鳥です。できるだけ長く岬町にとどまり、岬町に多くの幸せを運んでくれるよう、大切に見守りたいと思っております。

今年を振り返りますと、日本の各地で大規模な地震や台風など災害が多く発生し、危機管理の大切さを改めて感じた年でもございましたが、こうして年の瀬にささやかながらも楽しい話題をお伝えすることができることをうれしく思っております。

来年は年明けから世界の政治情勢が大きく変化することが予想されます。町政をあずかるものとして社会の動向を見定めながら、住民主体の行政運営に努め、よりよいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、専決処分の承認を求める件1件、平成28年度岬町一般会計補正予算（第5次）など補正予算7件、岬町企業立地促進条例を制定する件など条例制定の件2件、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件など条例の一部を改正する件が5件、岬町人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件4件、以上、議案15件、諮問4件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○道工晴久議長 日程第4、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。

はじめに、奥野 学君。

○奥野 学議員 奥野 学でございます。議長の許可をいただきましたので、平成28年12月定例会における一般質問をさせていただきます。

まず1点目の質問は、深日火葬場解体事業についてお尋ねをいたします。

深日火葬場は休止してからかなり年月がたち、かなり老朽化が進んでおります。平成29年度において解体を予定されております。昨日、改めて現状を確認してまいりました。

まず、深日火葬場の山頂にある墓地に上がることにいたしました。

深日火葬場の駐車場、奥の階段は何段あるのか数えることにいたしました。何と163段ありました。途中で一度休憩し、やっと頂上まで登ることができました。

頂上に墓地が整備され、8割ぐらい墓石が建ち、大部分使用され、残りわずかと聞き及んでおります。しかし、高齢者にとってはこの長い階段は苦痛で、墓参りしたくても上まで上がれないとの声を多く聞くことがあります。中には、山頂まで墓参りができないので、岬町へ返却する方もるように聞き及んでおります。

そして、駐車場への入り口部分の進入路については、官民境界線の明示が早急に必要であります。春秋のお彼岸及び盆の墓参りのときには車で大変混雑いたします。

そういう状況でありますので、火葬場解体後の跡地整備は駐車場の追加及び法面を利用して墓地整備をする必要があると考えますが、町としての解体後の跡地整備をどのように計画をしているのかお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

平成11年6月から稼働を休止いたしております深日火葬場につきましては、老朽化が著しく、特に煙突が倒壊した場合、周辺の墓地等に大きな被害が生じる危険性も予想されることから、議会からも施設の解体についてご意見をいただいていたところでございます。

現在、施設の解体に向けた実施設計を行っているところでございまして、平成29年度に解体工事を実施する予定といたしております。

また、本施設は廃棄物処理施設ではないことから、ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制の対象外でございますが、場内の土壌や煙突内からダイオキシンも検出されておりますことから、飛散防止など一定の除染を伴う解体を予定しているところでございます。

深日火葬場につきましては、墓地、埋葬等に関する法律による墓地許可区域内にあり、用途が限定されることから、解体後の跡地につきましては、墓地あるいは墓地の駐車場として活用するのが現実的な活用方法ではないかと考えているところでございます。

なお、墓地あるいは墓地の駐車場として整備する場合においては、新たな許可や届出は必要ございません。

しかし、墓地や駐車場として整備するには多額の財源も必要とも考えられることや、深日火葬場への進入路につきましては、先ほど議員ご指摘がございましたように、境界が確定していないところがありまして、境界確定作業についても、今後、並行して進めていく必要がございます。また、これにより新たな土地の取得や賃貸が生じることも考えられるところでございます。

このことから、跡地整備につきましては、これらの課題を整備しつつ、また、墓地の利用状況も考慮しながら早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ありがとうございます。

この際に、駐車場の不足と墓地の不足の解消をするために整備を強く要望し、この質問はこれで終わります。

2点目の質問は、道の駅みさき整備事業についてお尋ねをいたします。

平成28年9月定例会の一般質問で確認をさせていただいた道の駅みさきの施設の合併浄化槽から排出される汚水、雑排水の放流経路についてお尋ねをいたしました。そのときの答弁では、現在、西水利組合と協議中とのことであります。

その後、協議結果はどのようになったのか、改めてお聞きをいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

道の駅みさきで整備する合併浄化槽からの処理排水の放流につきましては、平成28年9月、第3回定例会で議員の一般質問以降におきましても西水利組合と協議を重ねてまいりましたところ、水利組合がお示しの放流経路での放流協議が整い、現在、事業進捗に努めているところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほど木下部長からの答弁によりますと、西水利組合との協議が無事に終わったという報告がありましたので、安心をいたしました。

今後、市街化区域内のかんがい用水路への合併浄化槽からの放流の問題は農家とのトラブルに繋がることがよくあります。

この問題を解決するには公共下水道の整備を進めることが急務でありますので、公共下水道の整備をよろしくお願い申し上げます。

次に、道の駅みさきの関連で2点目の質問をいたします。

第二阪和国道は平成29年3月末に全線供用開始に向けて、現在、昼夜を問わず急ピッチで工事を進めていただいております。

これと並行して、開通イベントもそろそろ検討していかなければならない時期に来ているのではないかと考えます。

本線供用と同時オープンを予定している道の駅みさきの施設工事の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

道の駅みさきの整備進捗につきましては、現在、国と町での施設整備とあわせまして、指定管理者による出荷者説明会や採用案内を実施するなど、施設の運営準備が進められております。

これまでご説明いたしておりますように、平成28年度中での第二阪和国道の供用開始とあわせまして道の駅オープンに向けまして、鋭意進捗が図られているところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 今、木下部長からの答弁によりますと、来年3月末にはできるというようなご答弁でございましたので、鋭意、よろしくお願ひしたいと思います。

この建物は木造づくりというようにお聞きしておりますので、ある程度骨組みができた頃に、今後の工事進捗状況確認のため、ぜひ一度工事現場への視察をしてみたいと思っております。

また、展望テラスからの大阪湾を臨む景色もぜひ見てみたいと思っておりますので、担当課のほうにおいて計画をしていただきたく要望をいたします。

これで、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、田島乾正君。

○田島乾正議員 議長の許可を得ましたので、通告どおり質問をしたいと思っております。

私の質問事項については5項目、今回、ちょっとボリュームがあるんですけども、平たく質問させていただいて、また、簡潔な答弁を求めたいと思っております。

まず、教育について質問をしたいと思っております。

質問の要旨といたしまして、幼稚園、小学校、中学校等の安全・安心な給食提供と給食費の無償化について質問したいと思っております。

学校給食は、子どもたちにとって成長期における大切な栄養補給であります。最近、新聞紙上では貧困家庭における給食費の滞納問題が記事にされ、給食費保護者負担について議論が交わされております。

当町においても予算審議の場で、給食費滞納について委員からの質問が毎年のようにされております。

過日のテレビ番組でも取り上げられております。給食費の納入問題について議論がテレビ番組でも交わされ、最後には弁護士が徴収に当たると。教育現場にあってはならないような、そういうところまで給食費の支払いについて紛糾しているものでございます。

給食費を払えるのに払わないのか、払えないので払わないのか。中には、家庭事情について確認をしていますが、保護者の事情で子どもが学校給食費滞納問題で嫌な思いをしているのであります。

給食というのは、みんなが平等で同じものを楽しく食するのが本来の学校給食で、学校の食育教育の一環となっております。

先月、11月17日、18日に有志議員と学校給食無償化を実施している京都府伊根町へ行ってきました。

研修した結果ですが、2年前から小・中・高において給食費無償化を実施しておりました。どうも

理解ができませんでしたが、向こうの担当課職員さんにお尋ねしますと、憲法第26条第2項では、義務教育費の無償化、それに相反して学校給食法で給食費の賄い材料費は保護者負担と明記されております。

この問題を伊根町において教育委員会はどのような整理をされて無償化を図ったのか、それもお尋ねしてまいりました。

伊根町では、学校給食費補助金交付要項と、こういう、やはり税金を支出するには目的、根拠がなかったら税金は執行できません、交付金、何にしても。それを、この伊根町は給食費交付要項に基づいて無償の手続をとっておると。

そして、憲法第26条第2項では義務教育は無償であるということで教材費、いろんな、理科であれば研究材料費とか、いろんな必要な教材費の補助交付もされております。

そして、小・中の最終教育を終えられた修学旅行においても交付金要項が整備されているということで、至れり尽くせりのこの交付事業をされております。

これ、なぜそういうようなことができるのかと、根拠がないのに税金を無償化にできないということをお尋ねしましたら、教育委員会の担当職員さんは、学校長が給食費の無償の補助の申請手続を町長に申請しますと。

そしたら、町長は、それを受け取って各学校の口座に、伊根町であれば伊根町から各伊根町小学校に町長名で学校長宛てに口座に振り込むわけですね。そして、それを交付金で学校給食を無償化にしていると。

上手にやっってはるなということで、これは別に法に抵触しませんのかとお尋ねしましたら、これは他の自治体もやっておりますと。当町もそういう具合に要項を作って、根拠のある支出をしておりますので、PTA、保護者からもそういう申請要旨の資格もあるし、当然、現在は学校長代表で町に対して請求しておりますと、そういう素晴らしいことをやられているので、こういういろんな法的に制約があるのに、上手に要項を作って子どもたちを教育しているなど、感心しました。

ただ、問題は伊根町は人口が大変少ない町でございます。ということで、当町は大変1万6,000人と、そういう人口があつて、財政力があるのかないのかの議論になりますけども、当町の場合は私なりに調べたら、保護者負担の賄い材料費として年間5,200万円ぐらいが必要と。

それに加えて給食センターの維持管理運営とか、いろんな人件費を入れれば、やはり年間1億数千万円と、大変な額になりますので、すぐには給食費無償ということは申し上げません。

しかし、そういう町も全国的に多々増えてますよということを申し上げたいので、この場をおかりして私の質問をしているわけでございます。

伊根町は賄い材料費が年間630万円と、全然金額的には違うんですけども、小さい町やからできるのであって、大きい町はできないのかということ、そうではありません。大きくとも、本当に我々の子どもを育成して、将来に立派な子どもを育てようと思ったら、他の事業についても優先順位をつけて、やはりこれからの子どもを育てて岬町に定住してもらって立派な子どもさんが定住されるのが本来の教育の一つでございます。

この給食費の問題で一番問題になるのは、やはり子どもが一番嫌な思いをしているわけですね。給食費もらってきてなど、昔であれば、先生が当該子どもに給食費の請求袋を渡すと。

低学年でしたら、そう気にもしませんけれども、おまえ何ももらったんやと行って、高学年になったら、給食費、おまえとこ、よう払わんのかと、そういうことになれば、大変心に傷がつき、本当に義務教育というのは公平な、平等な義務教育であるのに、そういうことから、いじめとか、そんなに発展されたら、大変気の毒な子どもさんを育てる、生むということになりますので、やはり給食費というのは本来は無償で、裕福な子どもさんでも困窮な子どもさんも平等な給食をいただくということを実施していただければ、本当に明るい子どもが育つのではないかという気持ちがありますので、これ、教育次長にいろいろご答弁いただくんですけども、政治的な判断はやっぱり町長にしてもらわないと、する、せんは町長の判断ですけど、ただ、当町の実態と、そして現実問題について教育次長から一つ、中身についてご答弁いただいて、それから、最後には町長に、やっぱり執行権者の町長に給食問題について、今すぐはできないけども、将来的には検討します、考えますというお言葉をいただいたら私は質問しがいがあると思います。

2点目に入ります。

幼稚園の快適な教室確保の空調整備について。

これは、今年も地球の温暖化、異常気象等で今年は猛暑が多く、教室の温度が上がり、小さな子どもたちの体力では限界を超えている日もあったように聞き及んでいます。

今夏は急遽の要望で多目的教室へ冷房機を設置していただき、保護者、PTA等の方々が大変喜ばれ、異常気象の猛暑対策に感謝しておりました。それは、私は実際、保護者からの声を聞いております。

やはり、小さな子どもたちは異常気象に対応する体力を持ち備えておりません。やはり、高学年になれば、ある程度体力も鍛えられて、育ってるんですけども、やはり、小さな子どもはそういう異常気象に対応する体力は備えておりませんので、私は冷房設備はぜいたくと思っておりません。

そこで、今後、淡輪幼稚園にまだ設備されておらない各教室の冷房設備を計画する考えがおありであるのか。ないとすれば、いつごろの計画を考えているのかご答弁をあわせてお願いしたいと思いま

す。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 田島議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいま田島議員からご紹介いただきました伊根町の制度につきましては、本町では就学援助費の制度に当たると考えております。

本町におきましても、町単独で就学援助を行っております。これは、経済的な理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者に就学に必要な費用を支給しているもので、伊根町において支給されます学用品費、校外学習費、修学旅行費、給食費を支給、また新入学の児童・生徒に関しましては、その用品も支給しているところです。

平成27年度の実績におきましては、本町でも小・中学校合わせまして約180名の生徒に支給しておりまして、決算額で町で1,200万円強の負担を行っているところです。

これによりまして伊根町における、伊根町では全児童生徒ということですが、伊根町におけます生徒は100名程度とお伺いしておりますので、本町におきましては180名程度、町単費で負担しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、給食費の支払いが滞った場合の対応につきましては、確認いたしましたところ、本町におきまして小・中学校を問わず第一段階では児童・生徒に封筒を渡しているようですので、これにつきましては渡される側の児童・生徒の気持ちを考えまして、早急に改善することが必要であると考えておりますので、対応してまいりたいと思っております。

しかしながら、学校給食が適切に実施されるためには、保護者が負担すべき食材費については保護者の方々に適切に負担していただくことが不可欠であるとも考えております。

本町におきまして、学校施設の耐震化は平成27年度で完了いたしました。同じく平成27年度から非構造部材の耐震化事業に取り組んでいるところでございます。

また小・中学校の普通教室への空調設置の検討など、優先して取り組まなければならない事業があることから、教育委員会といたしましては、学校給食については現行の制度を維持してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の幼稚園への空調設置についてご質問いただいております。

今年度、7月に入りましてから猛暑日が続きましたので、夏季休業中に一時預かりを実施する保育室について、田島議員からご説明いただきましたように、7月末に空調を設置いたしました。

また、3歳児、4歳児、5歳児の各保育室への空調整備につきましては、園児たちが快適な教育環境で学べるよう、平成29年度で予算要求を行っているところです。

今後、町長部局と調整してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。納得した数値を披瀝していただいて、教育次長としては難しいですわな、答弁としたら。やっぱり現実のご答弁をしていただいたと。年間180名、1,200万円の支給をしていると。

これは当然、数値的には私は把握しておりませんでした。質問してやっとこの金額が把握できたということで、一つ勉強になりました。

そして、封筒の件については改善していただくと、これは一つよろしくお願ひしたいと思います。私も裕福な家庭で育った子どもじゃないので、やはり、学校へいってもいろいろ教材費とか修学旅行費やとか払えるのかなって、親の顔を見ながら学校へ行った実績者、体験者ですので、やっぱり、こういうことのないようにしていただかないと、これも一つのいじめの要因になりますので、やっぱり今でも菌をつけて呼びすてる教師もおられるんですから、そういう心の傷というのは一生治りませんねん。落書きは消しても、心の傷というのは絶対なくならんのですね。そういうことで一つ教育者においては心の傷をつけないように努力していただいて。

憲法第26条第2項の部分の無償の部分と、学校教育法の賄い材料費の保護者負担、この部分についていろいろ第三者から見たら疑問があるんですけども、今すぐ岬町で財政的にやれというのは大変無理な話でございます。

しかしながら、最終的には、やはりこういう給食というのは大切な子どもたちをつくるための食育指導の一環ですので、将来的に一つ無償化、これを考えていただきたいと思うので、これは町長のほうからちょっと最後に、簡単に、将来的に計画すると、今の現状から踏まえたなら財政的に難しいといえば、それはおっしゃるとおりだと思いますので、町長の考えを一つ聞きたいなと思いますので、その部分についてご答弁いただければありがたいと思います。

○道工晴久議長 町長のご指名ですが、教育長が手を挙げていますので。教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 田島議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

岬町では学校給食の運営審議会というのを年1回でございますけども、いろんな意見を聞くために行っています。

メンバーはPTAの各代表、そして、地元の有識者の方、いろいろな方に入っているわけでございますけども、先ほどからお答えしていますように、学校給食を無料ということはなかなか難しい状況でございます。

町長とも懸案事項なり、いろんな機会に年間2回ほど給食費の問題について検討いたしているわけ

でございますけれども、現在のところ無償化はなかなか難しいという町長も考えてございます。

将来的には、また学校におけるいろいろなハード面、先ほどから説明させていただきました箇所とか学校が全て完了できれば、その段階で要望して町長と協議していきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 田島議員のご質問にお答えいたします。

今、教育長が答弁したように、非常に無償化というのは今の岬町の財政状況では厳しいかなというのは当然ですけれども、ただ、田島議員おっしゃるように、やはり困窮の家庭が増えつつある中で、非常に子どもたちの間で、今言ったような難しいいじめになっていくような要素があるような、そういったことに繋がっていくのじゃないかというのは、やはり貧困家庭の中でのトラブルというのがあるかのように聞いております。

そんな中で、私も田島議員同様、小学校時分から非常にそういった給食費等の支払いについて滞って、大変母親に無理を言った記憶がございます。

そういった状況は私も十分熟知しているつもりで、自らが体験しておりますので、何とか軽減措置はないのかなということは毎年ヒアリングのたびに感じております。

しかし、そうだからといって、年間、平成27年の決算では賄い料が5,800万円ぐらいの数字が上がってきているわけで、これを一気に無償化ということにはなかなか厳しいというのが実際のところでございます。

しかし、今の状況を、お金がないからできないのだということを私は言っているのじゃなくて、何らかの方策があるのじゃないか。少しでも軽減措置ができればなとは思っております。

現在、教育長が説明しましたように、耐震化の問題をしっかりとやっていこうということで、ようやく平成27年度に完成をしたということで、今後は残りのそういった子どもたちの公共施設、その耐震化を進めていくということでもありますので、議員おっしゃるように、何か一つ事業をやめたら何とかなるのじゃないかなというのもありますけれども、今のところ、やはり投資的事業が次から次へと迫っておりますので、第一にそちらのほうを少し考えていかないといけないかなと、このように思っております。

そんな中で、今、少子化対策の中で子どもの乳幼児の医療の問題、これを全て中学校卒業までということにしていきましたので、順次、今後、財政の状況を見ながら、議員おっしゃるように何らかの軽減措置を考えながら、無償化とはいきませんが、そういった方策を検討してまいりたい、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。

教育面の質問に対して、教育現場の考えと、そして町長の政治的な教育指針をお聞きしましたので、ほぼ質問者としたら納得した答弁をいただけたと、かように思いますので、教育の質問についてはこれで終了いたしたいと思います。

次に、2点目ですけれども、農地について。これも、毎度おなじみで、再三の質問で恐縮ですけども、やはり農地というのは本来大切な地目でございますので、何回も何回も質問して申しわけないんですけども、質問の要旨をちょっと述べさせていただきます。

耕作放棄地、休耕地等の有効活用対策について岬町の農地の現状を行政として踏まえた上で農業の将来展望をどのようにお考えであるのかお尋ねしたいと思います。これも何回もお尋ねしていますけれども。

過去にも農政問題で質問をさせていただいてご答弁をお聞きしていますので、私の質問とご答弁も重複するところが多々あると思います。

今回の質問は、田舎暮らしを体験しながら小さな農園で作物を育てて、第二の人生を過ごしたい方も多々あると思います。

しかし、思っているような体験ができるまちがあるのか、個人で探すのは当然、やはり限界があります。

そこで、窓口として問い合わせを待つのでなく、広報をして呼び込むために担当課は農地所有者と農地の有効利用について指導や相談を行い、計画された経緯があるのですか。今日まで、そういう、私の質問に対して、そういう計画をされたのか。されてなくても結構ですよ、されたことがあるのか、ないのかということをもまず1点目にお聞きしたいのと、そして、深日港に立派な観光案内所が設置され、係員が常駐されており、本当に喜ばしいことでありますけれども、観光農園、貸し農園、長期滞在型農園等の計画・検討をされて、やはり町外から岬町へ呼び込む、定住していただくためのPRを行う考えがないのかも、これお尋ねしたいと思います。

ただ観光観光じゃなしに、やっぱり観光農園とか、いろんな部分も入っておりますので、その拡大したそういう観光立地、観光誘致の考えがあるのかお尋ねしたい。

また、やはり町外から来られる場合は、滞在型農園を希望する方もおられるし、空き家対策問題担当課として連携して家庭菜園農地、空き家等のセットで利用していただければ。

結局、農地も空き家も本当にセットにいただければ田舎暮らしを計画する方にとればメリットがあるわけですね。そういう問い合わせもあると思いますので、耕作放棄地、空き家バンクとの連携

を考えてはいかがでしょうか。その考えがおありであるのか、一つご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず、本町におけます農業の現状でございますが、総農家戸数は163戸でございます、ほとんどが小規模な兼業農家で、高齢化が進んでいる状況にあります。

また、本町の地勢は約80%が山林と、平地に乏しく、南北に細長い地形で、農地についても集団で形成された場所は少なく、小規模な区画が多い状況となっております。

これらは、農業の効率や収益面から見ても決して好条件とは言えない状況でございます、農家の後継ぎ問題は深刻化する一方で、休耕地が増加している傾向でございます。

このような中、行政としましては地域の皆様と一緒に、農業・農地のある住みよいまちづくりについて取り組んでおるところでございます。

なお、国や府に対しても予算説明会の意見交換などの折、小規模な農業を維持していけるよう要望しているところでございます。

さて、ご質問の農業の将来展望についてでございますが、議員ご提案のように都市住民の方が田舎暮らしの体験を経て定住につながるような定住人口を増やす取り組みは地方にとって重要な課題であると考えてございます。

また、農業施策の観点では、体験農園や観光農園、福祉農園などの農業体験ができるような環境を整えることが課題と捉えてございます。

現状は、町民を対象としまして、市民農園の貸し出し等を淡輪と深日の2カ所で行っており、現在は学識経験者などにもご教授いただきながら農地の所有者に対して意向調査などを行っているところでございます。

また、本年、企画政策部局では、まち・ひと・しごと創生総合戦略で目指す移住促進、にぎわいの創出に必要な空き家活用に向け、岬町全域の空き家の実態調査を行い、町内で情報共有できる空き家のデータベースを作成することとしています。

このようなことから、将来的には現在の空き家の対策と連携し、滞在型の農業体験のできる環境整備や観光案内所を活用しましたPR等について今後の検討としてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。

農地というのは個人の財産であって、大変難しい問題があると思うんです。行政が幾らあせえこうせえと言うたって、大変これは農家の問題でありまして。

しかしながら、やはり農家も衰退して、そして後継者がないと、休耕地が多くなったとなれば、やっぱり幾ら農家の問題といったところで、やっぱり、岬町としてアドバイスなり有効利用するように指導するのも一つのあれですので、提案型のほうでお願いしたいと思います。

農業というのは大変大事なもので、私も大阪府史をちょっと見せてもらって、摂河泉の農業と、大阪には摂津、河内、泉州を摂河泉といいます。これの農業についてずっと勉強させていただきました。大事な問題で、摂河泉の和泉のほうもまだまだ農業も衰退しているわけではありません。

しかし、岬町は先ほど部長がおっしゃるとおり、やはり80%が山林で、南北に細長いと。やはり、地形的には恵まれておりません。しかし、まだ163戸の兼業農家がおありということですので、これプラスアルファ、これから老後を家庭菜園で、やっぱり過ごしたいと、健康で長生きしたいと、これもやっぱり健康保険の問題になるにしても、やはり病気して長生きするよりも、健康で長生きしたいというご夫婦がいると思うんです。

そしたら、やっぱり物を作って、その安心・安全な食材で生活すると。それは岬町にとっては一番、よそにない、自然のあるまちでございますので、その点、一つお願いしたいと思います。

また、これ余談ですけども、釣りの好きな方は、やはり早朝から電車に乗って来て、釣り船に乗って釣りをするのじゃなくして、事前に空き家をお借りして、その空き家から遊漁船に行くと、こういう方法もありますので、農業だけじゃなしに水産関係でも遊漁船のこれからの繁栄のためにも、そういう空き家で農業する方、そして、魚釣りをしたい方あると思うんです。

そのために、事前に前の日に、もうお仕事ない方ですから、年金生活者の方もおられるんですから、そういう空き家をお借りして、そして毎日のように魚釣りをして岬町で楽しんでいただけたらいいと思うんです。それが滞在型、短期でも結構ですから、そういう方面のPRをしていただきたいということで。

ちょっとご答弁の中で、まちづくりですか、吉田さんのほうとの連携は今後される考えがあるかどうかということ、ちょっと私聞き漏らしたので、次の質問の空き家対策との連携はされているんですかと、そういうリクルートもされましたんかということをお聞きしたいと思います。申しわけないです。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

議員のご質問を契機に、その内容についても、この後ご質問ありますように、空き家等のご質問の中にもその辺を触れられておりますので、その点につきましては産業観光課のほうと建築課のほうと連携して、できるところはどのようなところかなど、検討をさせていただいている状況でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。

部長、私の拙い提案ですけど、一つ岬町をPRして、岬町に定住してもらおうという思いから、一つこういう事業を今後、産業課と一つ協議してください。

それを要望としておきますので、農地問題については、私の質問はこれで終わります。

次に、3点目の空き家対策ですけども、これも農地問題で同じような質問事項になりますので、一応、質問の要旨だけ述べさせていただきます。

少子高齢化が進み、岬町においても空き家が増えつつあり、個人の財産ですが、居住しない家屋は老朽化が進み、長年放置しますと危険家屋となります。

田舎の空き家は簡単に貸し家として提供するには諸問題があります。子どもたちが都会へ出てしまって、空き家には先祖の仏壇があり、この問題が空き家対策に支障を来しているのも事実でございます。

本年、宮崎県綾町へ視察研修に行ってきましたが、綾町も空き家バンク制度を取り入れておりましたが、田舎のため、空き家となった家屋には先祖の仏壇があり、貸し家としての実施には持ち主の意見があり、なかなか難しい問題があるとの説明をいただきました。

田舎暮らし、家庭菜園を希望する方のために、空き家、農地とのセットで担当課は窓口となって、短期・長期・滞在型の定住者確保の計画があるのかお尋ねします。

また、各担当課との連携した定住者確保の計画なりの協議をされたのか、各課の連携をしているのかもお尋ねしたいと思います。

これは、木下部長が答弁されましたとおりですので、やる気があるのかないかの部分について、担当課の方、ちょっとご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

先ほどの農地のところでのご質問とこちらの空き家等のご質問も趣旨が同じ状況でお問い合わせいただいていると考えてございまして、先ほどご答弁させていただいたのと同様に、空き家対策と連携しまして、滞在型の農業体験のできる環境整備なり、その辺のPRについて今後、検討してまいりたいというところで、よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 3点目の空き家対策については、ただいま部長がご答弁していただきましたので、質問をこれで終了いたします。

4点目のコミュニティバス、これは100円バスですね、通常。このバス問題について、ちょっとわからない点を質問したいと思いますので、一つご答弁のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

質問の要旨は、現在、暫定的運行として岬町内をコミュニティバスが運行しておりますが、利用者からの運行見直しの声をよくお聞きします。

利用者の利便性向上にどのような運行計画をされているのか、平成27年12月の岬町広域公共交通会議において、岬町地域公共交通基本計画ではコミュニティバス運行の見直しで、1、運行内容見直しの方針、2、基本路線の運行計画、3、乗り継ぎ支線の運行計画、4、実証運行の実施等、以上の項目について、平成28年度中を実証運行期間として位置付けをされておりますが、利用者の意見等を反映した実証運行の計画、改善をどのようにお考えかということをご答弁願ひたい。

また、公共交通機関運行は利用者の受益者負担が基本であります。やはり、公正・公平の原理から利用する乗車料金の算出をするべきで、公共交通機関を運行するには必要経費の負担は受益者に求めるべきと思いますが、計画の説明は担当部長で結構でございます。

最後に、やはりこれは、受益者負担制度というのは執行機関の長の町長がやはり判断すべき問題で、住民の公正・公平な受益をなさいと正すのは町長の仕事でございますので、今すぐにせえとは、それは無理な話でございますので、やはり財政的な見地から将来的にどういう考えを町長はお持ちであるのか、あわせてご答弁願ひたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

バス事業者の突然の撤退を受けて、バスの運行に空白期間を作らないことを大前提として検討を深める時間的余裕もない中で準備を進めまして、基本路線につきましては市町村運営有償運送により、また、支線については基本路線への乗り継ぎを目的とした運行を、平成28年度につきましては実証運行として位置付けて運行を開始し、8カ月が経過をいたしましたところでございます。

バスの運行に関しましては、タウンミーティングなどを通じてさまざまなご意見などをいただいております。

また、公共交通機関に関するアンケート調査やコミュニティバス利用者意識調査も実施したところでございまして、バス運行の問題点や改善点につきましては、両調査とも運行本数を増やす、あるいは鉄道バスの乗り継ぎの改善という答えが多くなってございます。

これまで時間帯によっては通勤車両では乗車定員を超える利用がある場合があったことから、バスを通勤車両からマイクロバスに変更することで積み残しの改善を図るとともに、特に見直しの声が大きかった乗り継ぎ支線のみさき公園ルートにおける基本路線との乗り継ぎにつきまして

は、乗り継ぎ支線は運輸局への変更手続を要しないこともあり、先行して乗り継ぎ支線のダイヤ改正を実施し、改善を図ったところでございます。

また、多奈川方面行きの平日の最終便、これ20時35分でございますが、この便の延長につきましても多くの声が寄せられていることから、ニーズ把握を目的として12月1日から1カ月間、21時台にみさき公園発谷川行き1便を実証運行しているところでございます。この結果により、来年度の見直しに反映してまいりたいと考えております。

また、来年4月の道の駅オープンにあわせてバスの乗り入れも予定しているところでございます。

乗り継ぎ支線につきましては、市町村運営有償運送に移行し、現在、制約のある基本路線と競合するバスルートの設定や停車ができる停留所などについて見直しを行い、利用者の増加、満足度の向上に努めたいと考えております。

また、ルートやダイヤ以外にもバスが見分けにくい、あるいは行き先表示板が小さくわかりにくいというご意見もいただいておりますが、これらの改善につきましては本年度中に対応してまいりたいと考えているところでございます。

これらの見直しにつきましては、11月2日に開催をいたしました岬町地域公共交通会議で合意形成が図られたところでございまして、市町村運営有償運送の登録事項の変更手続に向け現在、作業を進めているところでございます。

また、今後におきましても、住民の意見に耳を傾けながら利便性の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

現在の料金をもう少し改めて、料金を上げたらどうかという意見が交通会議の中でも出ているようです。

私は以前からこのことについてはお話をさせていただいたと思うんですけども、例えば高齢化がどんどん進む中において、買い物難民が増えている、現在そのような状況の中で、やはり住民の日常生活の交通アクセス、そういったものは町が独自で確保しなければならないという責務があることから、今回、先ほど部長が答弁しましたように、以前のバス会社に変えて今回急遽立ち上げて運行をやっているわけなんですけども、その中で、料金を上げることの弊害というのは、やはり毎日のことで、買い物に行くのが毎日であるということ、それから、医療機関へ行くにも、いわばバスを使っている、交通アクセスとして使っている。

それから、さらにはピアツア5に行くのに、やはり公共交通バスの必要性があるかなと、このよ

うに思っております。

その中で、片方を上げると片方の利用が少なくなってくる、その弊害が起きてくる。どちらを取るかという問題なんですけども、やはり健康ふれあいセンターとか毎日の交通、生活の手段、これはやっぱり確保しなければならないという思いから、現状の100円という金額に設定をしております。

行政の考え方で費用対効果を考えると、それは上げることに越したことはないと思います。しかし、それを上げることによって、費用対効果を考えることによって、日常生活をしていく中の方々がなかなか買い物にも行けない、また自分の健康管理のためにいろんな施設にも行けないということになると、やはり我々としたら住民の健康管理、日常生活、そういったものを主に置くべきでないかなという思いがありますので、現在の金額で設定をしておりますけども、将来にわたって、これはこのまま行ったのでは行き詰まってしまうというような状況が来るようなことがわかったときは、一つ十分他の事業も含めて見直しを図る必要があるかな、このように思っております。

現状では、一応試験運行の状況で今やっていますので、もうしばらく様子を見て、行政としての考え方というものを打ち出していきたいなと思っております。

当面は、やはり現行の料金で頑張っていきたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 担当部長から、このコミュニティバスの運行実証結果をご答弁いただいて、いろいろ諸問題があるのに、細部にわたっていろいろ検証していただいて、本当にご苦労さんだなということを感じております。

本当にこの問題は、やはり住民の声を100%聞くとなれば、やはり財政ももちませんので、そこが大変難しい窓口になっているのは十分理解した上での質問でございます。

ということで、最後に町長にご答弁いただいて、受益者負担制度は住民の立場から考えて質問したんですけども、やはり行政マンとして費用対効果を考えたら、当然、受益者負担とは言いづらい立場になって、そして行政というのはあくまで利益を求めらるんじゃなくて、結局、サービス精神、住民さんにいかに岬町で快適な生活をしていただくという精神が本来の趣旨でございますので、現状の100円というのは理解いたしました。

そして、最後に、これからも費用対効果を検討して十分見直していくという、政治的な答弁いただきましたので、今しばらく質問者として我慢して一応様子をうかがって、そして本来の受益者負担制度になるように期待をしておりますので、住民サービスが第一条件でございますので、何から何まで受益者負担と言えども身もふたもございませぬので、一つ担当課におかれましては住民の声を十分お聞きして、そして公平なあれで運行の実証の結果を反映していただきたいな、これ要望しておきます。

町長の政治的な判断、わかりました。

ということで、早急な質問して申しわけないですけども、一つ私の気持ちも考えて、酌み取っていただきたい、かように思います。

最後に、美化センターについてお尋ねしたいと思います。

これも、私ずっと美化センターについてはいろいろ質問なりしてきたんですけども、質問の要旨を述べたいと思います。

岬町単独で住民のごみの焼却処理をしておりますが、美化センター施設建設からかなりの年月を積み重ねております。

そこで、下記項目について説明を求め、岬町の人口減、財政等を考え、この事業の将来展望についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目が、美化センター運営に必要な経費、この美化センターを運転するにはどれだけの経費がかかるのかということをご答弁願いたい。

2点目に、現在従事されている職員数、どれだけの職員で、この膨大な住民のごみを処理していただいているのか、これもご答弁願いたい。

3点目に年間のごみ処理量、人口減になっておりますが、ごみのほうは相反して増えているのか、また、ごみ量が減っているのか、そこもお聞きしたいと思います。

そして、4点目、美化センター施設の耐用年数ですね。何でもつくったら未来永劫、結局ずっとものではございません。やはりメンテナンスを重ねていって、最終的には、やはり建設の見直しも考えませんと、いろんなロスも重なってきます。そして、こういう施設は事故があった場合、ちょっと修理しますではすみませんで、過去にも炉の爆発事故があって、熊取町の焼却場にお願ひした経緯もございます。

ただ、熊取町は好意をもって受けてくれたのでよかったんですけども、これがどこともだめでしたら、どないするんやという問題がありますので、やはり美化センターといえども、大切な、本当に心臓部分でございますので、この4点を重ねてご答弁いただいて、そして岬町の単独事業として今後も継続するには財政的に厳しいものはあると思います。ごみ処理施設等の運営に必要な基金化と受益者負担、料金制度、そしてごみ処理の広域事業化に参画する考えがあるのか、この3点。

やはり、何でもただ、ただというのは本当に一般会計を脅かすものでございますので、やはり、こういう特別な事業については基金化と、そして住民の受益者負担を求め、そして、岬町単独では、各小さな町村で持つのは大変やというのであれば広域的な事務組合を考える考えがあるのか、それについて答弁を求めたいのと、最後に、もし仮に広域化となれば、民間委託となれば、現在、一生懸命従

事されている職員の待遇をどのようにされるのか、これも絶対に必要なことでございます。

事業が終わったから退職してください、はい、さようなら、これでは大変冷たい事業所となります。やはり、こういう事業が終わるのであれば、現在、一生懸命従事していただいている職員の将来の待遇まで考えるのが本来の仕事でございます。職員には、やっぱり家族、子どもがおりますので、一つ、その点についてもどのように考えているか、あわせてご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 答えいたします。

美化センターのごみ処理施設は昭和60年度に建設され、32年が経過しようとしています。

ごみ処理施設のまず運営経費でございますが、平成27年度では、突発的な修繕、あるいは改修等を除いた経常経費で約1億5,500万円、従業員でございますが、嘱託職員が4名、任期付短時間職員1名及び臨時職員1名の6名体制で、受付を1名除き5名で運転をいたしております。

また、ごみの年間処理量でございますが、5,701トン进行处理いたしております。ごみ量につきましてはほぼ横ばい状態ということでございます。

次に、施設の耐用年数でございますが、耐用年数につきましては、一般的には20年程度とされてきましたが、建物については50年程度の耐用年数を備えており、また、各種の設備、機器につきましては20年程度を経過しても、なお部分的な補修で健全度を回復することが可能なものが多いというようにされておるところでございます。

次に、基金化のご質問でございますが、ごみ処理施設は各設備で老朽化が進んでおり、不具合が生じた箇所については改修しながら運転をしている状況にございまして、今後ますます維持管理費用が増加すると考えられます。

現在、ごみ処理施設の管理や整備を目的とした基金は設けられてございません。基金の設置につきましては、現在の財政状況を考えた場合、非常に厳しい状況にあると考えてございますので、ご理解を願いたいと考えております。

次に、受益者負担でございますが、ごみに係る受益者負担につきましては町の考え方といたしましては、ごみは地方自治法に規定する自治体の固有の事務であり、税で賄うべきであるとの考え方でございます。

現在、生活水準を維持することが精いっぱいの方が多いと推察される中で、家庭系可燃ごみの有料化を導入し、住民に新たな負担を求めるべきではないという判断のもとに無料化を継続しているものであることをご理解いただきたいと思います。

次に、広域化でございますが、現在、従事しております職員の平均年齢は60歳で高齢化が進んで

ございます。また、ごみ処理施設の運転につきましてはクレーン操作や各設備の状況など、一定の知識等を必要とし、その習得には一定の時間を要することから、将来の運転体制を検討する必要がございます。

運営につきましては、現在の直営のほかに委託や指定管理者制度、また広域化、広域処理の方法が考えられますが、どの方法による場合におきましても現在の職員の処遇が大きな課題となることは間違いのないと思っております。

現在のところ、近隣市町との広域処理につきましては協議は行ってございませんが、今後、運営に関しては施設の延命化を図りつついろいろ多方面からの検討が必要と考えてございます。

○道工晴久議長 田島議員、あと4分です、残り時間。田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。貴重な時間をいただきまして。

担当部長の説明では昭和60年に建設されて、32年ぐらい対応できるということで、ちょっと簡単な計算をしましたら、あと12年は大丈夫やと、何とか耐用年数、苦しいけど大丈夫やということで、一応安心はしているんですけども、あとの問題についてはおっしゃられるとおりです。

あと、従業員の対応についても触れていただいたので、一つ、この問題は広域化するのか、民間にするのか、それは当然、担当課と町長との判断で焼却場の将来展望を考えていただいたらよろしいので、あと、ごみの受益者負担については地方自治法の税で賄うと、そういう根拠法令もありますので、それは別に無理に有料化せえとは言いません。

ただ、一般会計に負担がかからないような方法で運営してくださいよというだけのことであって、私は有料、無料とは全然問うてませんので、誤解のないように一つお願いしたいと、かように思います。ごみさえ処理していただいたら、税で賄ってもらったら、何ら問題ないと思いますので。

この広域事業化の可能性はあるのか、ないのかと、そして、あれば、従事された職員の処遇をどう考えているのかと突っ込んでご答弁していただいたら、町長、ありがたいんやけど、どうですか。苦しい答弁ですけども。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えします。現在のところ、広域化に移行する状況には今ありません。

先ほど部長が答えたように、現在の施設を延命化を図りながら、従業員の方についても頑張っていたくというように思っております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。町長の考えも、担当部長のそういう窓口としての考え方もお聞きしました。

町長、一つ政治的な判断で住民さんの声として胸に納めていただいて、あと、うまく財政が健全化に向けて頑張っていたらいいと思いますので。

以上をもって、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、田島乾正君の質問が終わりました。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまご指名いただきました、会派健寿会の竹原伸晃です。

本日は12月議会ということで、私自身の中で決め事でございます防災、危機管理部門において質問をさせていただこうと思います。

また、本年4月より岬町運営で運行されているバス事業についても、この機会に問わせていただこうとも思っております。

また、時間を少し気にしております、お昼、毎回のことでございますが、なぜか私のときにこの時間になりますので、また、私のほうからいい時間に議長に提案させていただきますので、それよろしいでしょうか。

○道工晴久議長 結構です、どうぞ。

○竹原伸晃議員 それでは、まず(1)であります、安心・安全なまちづくりについて質問させていただきます。

災害や防犯に対する備えとして、一番大切なのは個人として危機管理の意識の向上、その啓発することが一番大切であると思います。

そして、次の単位として、家族として災害が起きたときにどうするのか話し合っておくこともとても大切だと思います。何かあったときには、どこでどうしているといったことをいろんな場面において想定しておくことも重要だと思います。

そして、次の単位として、ご近所づき合いを日ごろまめにしておくことで、いざというときの安否確認につながると思います。

そして、自治区単位の活動もその延長線にあると思います。岬町内の先進的な自治区におかれましては、地元の集会所を利用して避難訓練や防災セミナーを毎年開催するなど、精力的に取り組まれているところがございます。

他方、そんな訓練したことない、参加したことないといった住民がいることも確かなようで、地域によって温度差がかなりあるのではと思っております。

そこで質問になります。

岬町内の自主防災組織の運営実態と、今後の課題について、岬町としてどのように認識し、どのよ

うに取り組まれようとしているのか、考え方を含めてご答弁していただきたいと思います。よろしく
お願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

自主防災組織は、自分たちのまちは自分たちで守るという地域住民の自発的な防災組織として自治
区単位で設立され、現在、本町では61の自治区中41自治区が設立いたしまして、約67%の組織
率になってございますが、さらなる組織化を目指し、普及啓蒙活動に努めているところでございます。

自主防災組織は広がりつつございますが、組織化されていない自治区もあり、その背景には自治区
の特色や高齢化並びに人口減少に伴いリーダーとなる担い手の不足など、社会的環境が著しく変化し
ているのも要因ではないかと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 現在、41組織67%といったことで、毎年、少しずつ進んでいるのかな、このよう
に認識しております。

私は自治区の取り組みに参加させていただいていることもあります。自分のところの自治区じゃな
しに、淡輪15区、20区、青葉台、岬台といわれるところの防災訓練に参加させていただいており
ます。

区長もしかりなんですが、自主防犯の委員長や、その役員の方々の頑張りはすばらしく、活発に活
動されており、自治区にお住まいのほとんどの世帯が何らかの方法で参加されているんですね。

そして、午前中、約2時間かけて防災について訓練、啓発活動をされておられました。とてもいい
取り組みだな。やはり、しているとしていないとで少し違うなというように、少しどころか全然違う
なと思う取り組みでした。

また、聞く話ですが、淡輪19区、これ鴻ノ巣台の話ですが、取り組みを実際、生の声を聞きまし
て、この取り組みもかなり先進的だなと聞いております。

そこで、先ほども管理監から答弁ありました地域間の温度差というところで、私の提案なのですが、
先ほどの先進的な自治区を取り上げていただいて、岬町のモデル自治区みたいな形で取り上げていた
だいて、例えば町の広報誌、岬だより等々で大々的に取り上げていただきたいと考えております。

その効果としては、その記事を見たあらゆる住民の皆様が、特に現在取り組まれていない自治区の
の皆様が、自らも何かしなければならぬと思う、そこが重要であり、自主防災組織の活発化につな
がるということも考えられます。

また、課題である地域のリーダーを発掘できる可能性もあると思います。

そういう現在、一生懸命取り組まれていることをしっかりと特集していただき、自主防の啓発活動につなげていただきたい。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

消防設備や資機材の更新計画についてでございます。

岬町の防災組織として、先ほどの自主防災組織もございしますが、主に活動するのは職業として災害現場に駆けつける常備消防である消防署、岬町でいう岬消防署もあり、また、日ごろは民間人でありながら、災害のときに急に現場に駆けつける非常備消防である消防団がございします。

実際に私もその非常備消防の一員でございします。そして、毎月の活動に従事させていただいております。

災害の折には現場に急行することになっております。公務のときは公務優先でさせていただいておりますが、私がずっとかかわってきた経験の中、懸案事項がございします。

それは、消防設備、資機材の代表格である消防車において経年劣化が著しく、消防車であっても水が飛ばせない車が増えてきているな、何とも言えない状況なんです、火災現場に水の飛ばせない車で行くのはかなり勇気の要ることでございます。

町財政が逼迫している、これは十分に感じておりますし、行財政改革に積極的に取り組まれている、これも私、副委員長として取り組んでいる中、町民の生命や財産を守るために必要なものについては柔軟に考えていただきたいと思います。

できれば、車両についてはしっかりと更新計画を定めて現状の消防力を維持していただきたいと思います。考えますが、町としての考え方をお聞きしておきたいと思ひます。ご答弁よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

泉州南消防組合では、消防車両の更新につきまして車両更新整備計画に基づき、消防車両は登録後15年、救急車両は登録後10年、若しくは走行距離15万キロと基準を設け、車両の更新が行われているところでございします。

岬町消防団におきましては、消防組合の車両更新基準を参考に、消防車両は登録後約20年を目安とし、車両の状態とあわせ、更新を図っており、更新の際には消防団の要望をお聞きしているところでございします。

平成26年度には可搬積載車を廃車し、水防活動時に土のう運搬に適した軽四ダンプを購入するなど、消防団幹部会議にお諮りし、車両の用途変更を行っているものでございします。

今後につきましても、本町は大変厳しい財政状況下ではございしますが、住民の安心・安全のため、

車両更新を含む消防団の資機材の更新を図ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま危機管理監の答弁をいただきまして、とても頼もしいと思っております。やはり、一番重要なところから目をそらさず取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次の質問に移ります。

質問の要旨といたしまして、危機管理部門を本庁舎から移転させたらどうかということで通告しております。

我が国日本は自然災害が多い国とされています。皆様の記憶にも新しく、本年、平成28年におきましても4月14日、16日、2日にわたりまして熊本県熊本地方を震源とする震度7の2回の地震、また10月21日には鳥取県中部にて起こりました震度6弱の地震、11月21日には今なお残る東日本大震災の余震と思われる震度5弱の地震など多発しており、いつ我がまちを襲ってもおかしくない状況があります。

特に、熊本の地震におかれましては、震災関連での関連死を含む死者150名、全壊の住宅8,000戸以上、地震に関連する火災も15件起きていることなど、被害は甚大で、益城町をはじめ、宇土市、八代市、人吉市、大津町におかれましては、本庁舎が損壊したり、余震による倒壊のおそれがあるために使用中止になっております。

我がまちにおきましても、本庁舎の耐震性能はおおよそ国が求める基準を下回っているとの報告もあり、私自身の勝手な見解であるかもしれませんが、震度7、震度6では恐らく使用不能。震度5強でも使えるかどうか微妙だという話になることが想像できます。

想像するというのは全く失礼な話かも知れませんが、現実、町職員におかれましても、その点においては腹をくくって仕事されているんだと、このように思っております。

そこで、私が懸念することがございます。

岬町では災害が発生すると、災害対策本部が水道庁舎1階に設置されますが、災害がない日常業務におかれまして危機管理部門は役場2階で業務が行われており、先ほども申しましたように、いつ起こるかわからない災害に対応するためには、できれば部門ごと常設として水道庁舎1階の部屋に移転させたらどうかと思っております。

現在、役場2階に設置しておられます防災行政無線の装備や大阪府との連絡をとり合う行政無線、テレビ会議などをする機械類もそのままそっくり移転させる必要があるのではないかと。何よりも初動体制が確立されると思います。

実際に庁舎の中に入れるか入れられんかわからないというときに、そこに行って仕事をする者は、

恐らく命令もできないのではないかと考えておりますが、町の考えとして、今の意見に関してどのよう感じておられるのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 竹原議員のご質問にお答えいたします。

議員が危惧する想定することにつきまして、私どもも震度7等の大きな地震が発生した場合には、同様の危機感を持っているところでございます。

その中で、現在、まず住民に周知する岬町防災行政無線の関係設備を水道庁舎1階に移設できるかどうかという、その旨の検討をしておりますが、老朽化していることもありまして、移設のリスクは高い状況だと考えております。

さらに、設備はもとより危機管理部門の職員をあわせて移動させるとなりますと、現在、本庁2階執務室に設置している大阪府防災行政無線の関係設備等も議員ご指摘のとおり、あわせて移設することも考えなくてはなりません。

危機管理部門の移設は、人員だけでなく、老朽化している防災無線の関係設備等の、これらの更新時期なども踏まえて慎重に検討する必要があるという状況でございます。

また、水道庁舎1階は、平時は会議室として有効に活用していることもございます。また、大雨洪水警報などの発令時では災害対策本部を設置し、本部要員が一堂に会して地域情報を集約しまして、また、整理する中で的確な対応を迅速に判断して指揮を発揮しているところでございます。

危機管理部門の移転は、災害対策本部のスペースが手狭になることも考えられますので、物理的に災害対策本部の情報整理が十分にできないということにもなりかねません。陣頭指揮に支障を来すことが生じるかもしれません。

危機管理部門の移転につきましては、初動体制の発揮、議員ご指摘のとおりでございますが、防災無線の関係設備の移設や更新時期、災害対策本部における情報整理のスペースの確保などの諸課題がございますので、慎重な検討が必要になると考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 慎重な検討が必要なのはとてもわかるんですけど、実際に熊本で起こった地震の対策のところを何時間にもわたってテレビで見させていただきました。

役場の中に入れなくて、違う庁舎に災害対策本部を置いて指揮をとっておられます。また、役場の前にはテントを並べて住民の方々が避難しているところを写しておられました。

そんなところを見ると、物すごく心配になるんですね。こここのところへ誰が入ってくるねんという話ですよ。

実際に、庁舎が使えないということは想定されたことがあるのか、ないのか、その1点だけでいいので、再質問させてもらえないでしょうかね。

これ、使えなくなったらどうなるんでしょうかね。そういうことを想定されてマニュアルなり、あるのかどうか、それもあわせてお願いしたいなと思います。お願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

庁舎に関しましては大変微妙な問題でございまして、想定もしつつ、今後、どのような対応をしていくかというものが必要でございまして。

特に、職員が継続して業務をして住民サービスを維持する、一定の混乱時期を乗り越えて、速やかに平時の業務ができるようにしていくということが大切でございまして、危機管理担当を中心に、全庁挙げて大規模災害に備えて、役所だけでなく、議員をはじめさまざまな方面からのご意見をいただきながら、安心・安全なまちづくり、防災体制の構築に向けて全庁的な視野に立ちまして検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 実際、訓練ではないですけども、そういうことも想定して仕事してもらえるようにお願いというんですか、したいと思います。

やはり、災害に対応する中心となる場所はそこだと思っております。

部署を移転するということはかなり費用も伴うことですので、各関係部署の連絡方法なども変わると思っておりますので、十分な検討が必要だと思っておりますが、これは喫緊に迫っておる災害に対応するためにも必要なことだと思っておりますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思います。

次の質問です。

先ほどより述べております災害対策において、人事に関する件について質問させていただきたいと思っております。

前提として、これは私、議会人としては人事に介入するということではできませんので、そういうことではなく、町の考え方を聞きたいということをまず先に言っておきます。

私がもう一つ懸念することは、役場の各部門で行われているように、正職員が減って臨時職員が増えておるといのが各部門で見受けられますが、この危機管理担当部門においては正職員というのを減らして臨職に代えるのはいかがか。そういった面は、現在見られないんですが、役場の全体の人事の流れを見てみますと、どの部署においてもそういうようになっておりますので、できれば正職員で賄ってほしいという意見でございまして。

勝手言いますけども、近く起こるであろう南海トラフを起因する津波が起きたときに対応するには、やはり臨職よりも正職、物すごく活躍をしてもらわなければならないという使命もございますし、また、最初の質問にあったように、自主防災組織を積極的にサポートするためにも、継続して取り組んでいただくためにも正職員が必要と考えていますが、これも役場の長の方針を聞いておきたいなと思います。ご答弁をお願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 竹原議員のご質問にお答えいたします。

安心・安全なまちづくりは、行政はもとより、地域の方々が実際の地理や世帯等の実情に応じて築いていくということが重要と考えておりまして、岬町では、危機管理担当が自治区の窓口を担うことで安心・安全なまちづくりの構築を危機管理部門が自治区と十分に連携・調整できる体制にしているところでございます。

先ほどもございましたが、とりわけ自主防災組織につきましては、日ごろから危機管理の窓口を訪れる各自治区長に必要性を説明して、また、自治区長連合会役員会の場でも啓発し、自主防災組織の育成を図ってきたところでございます。

その中で、自主防災組織につきましては、先ほど危機管理監からもございましたとおり、現在41ございまして、自主防災組織が自立的に活動しているというような状況で、成長しているものと期待しているところでございます。

職員の拡充につきましては、危機管理部門だけではなく、全庁的な課題でございますので、まず一般的な職員の配置についてご説明させていただきます。

本町では、職員の配置は経験年数による配置異動や退職補充だけでなく、理事者による各部長からの懸案事項のヒアリングをはじめ、臨時職員予算要求での事務量ヒアリングなどを実施しておりまして、そのほかにも新規事業の立ち上げや終息の有無などの事業実態も勘案しながら総合的に判断されるものであり、いわゆる任期付職員、再任用職員、臨時職員等の、正職員以外のマンパワーもミックスしながら住民サービスを維持しているという状況になっているところでございます。

危機管理部門につきましては、自治区と十分に連携・調整できる体制にしておりますので、さらに地域と密接に関係を持つコーディネーター的な職員の必要性に鑑みまして、職員の拡充については検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 通告におきまして、拡充とは書いてあるんですけども、少なくとも現状維持というところをお願いしたいな、このように思います。

また、その件に関しまして、人事のことでございますが、一言町長に申し述べておきたいこともございます。

先ほど来から出てきております、災害対策本部を牽引していく危機管理監についてでございます。

私は5年前にも同じ質問をしておりますが、単刀直入に、この危機管理監というポストは早目に後継者を決めていただけないかなということでございます。

本年度の末においては現職の管理監の定年退職が控えられているのと、また、何十年来と消防業務に従事されている再任用職員も同じく退職されるとのことで、町の地理はもちろん、消防関連のあらゆる団体の組織の中を知り尽くし、顔を知っている、住民対応のスペシャリストでありますこのお二方がもしいなくなることは、町としてまさに危機的状況のように思います。準備期間、引き継ぎ期間を十分設けてもらいたいと考えるのが普通でございます。

年度の変わり、ばたばたしているときに大震災が起こらないとも限りません。実際、熊本地震は4月14日でございますので。

また、できれば、可能であれば若い職員を取り上げて、長期的に取り組んでもらいたいという考えもあります。経験なりがとても重要だと思います。

実際に、私が議会に来させていただいて4人の危機管理監、それぞれの特色を持った管理監がおられまして、それぞれ鋭意取り組んでおられました。

実際に人と人が顔を会わず部門でございますので、その点、留意して取り組んでいただきたい。これは要望以外の何ものでもないので、検討していただきたいと思います。

安心・安全なまちづくりについて、最後の質問でございます。

泉州南消防組合を設立したときのメリットとして負担金の軽減と言われていたが、実際は負担が増えるばかりではないかということで通告させていただいております。

この広域化の方法として一部事務組合として運営されていますが、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町が加盟するこの組合、平成25年4月に合併するとき大きく議論をいたしました。

広域化するメリットは何か、デメリットはないのか、何人もの議員が質問されていたように記憶しております。

大まかな答弁として、メリットはたくさんあります。例えば、広域化によって災害時等の助け合いが円滑に進みますとか、効率的な人事配置ができ、人件費が抑制されますとか、はしご車など高価な車両が共用されることで設備費も抑えられるんだと、負担金が減るであろうということを強調されていきました。しかし、結果、明けてみると毎年のように予算額が伸びているというのが現状です。

平成25年4月のときに、デメリットとして何かないかと聞いたときに、阪南岬と違い、3市3町の中でどれだけ岬町の意見を言えるのか、その調整をしっかりとできるようにしたいとも言っておられました。

約4年を経て、次年度、平成29年度は5年目の年でございます。組合設立5年目には各市町の負担金割合を決定するとの合意があったと思います。大切な予算編成の時期は今まさにこの時期だとも聞いております。

岬町においては、懸案であった阪南と岬の中間に新しい署所ができるなど、前に向いた事業も進んでおりますが、負担する予算が毎年増大している現状であるので、そこをどうしていくのか、このままずっと増え続けるのであろうか、そこをお聞きしたいなと思いますが、ご答弁できる範囲でお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 お答えいたします。

泉州南消防組合につきましては、本組合設立前の泉州南ブロック消防広域化協議会におきまして計画されました泉州南ブロック広域消防運営計画に基づき計画的な投資的事業が行われているところがございます。

平成25年度に消防救急デジタル無線に係る実施設計、平成26年度に消防救急デジタル無線整備、平成27年度には消防本部司令センター整備や、阪南市南西部新庁舎事業に伴う用地買収、平成28年度には消防団招集システムの整備など、組合設立当初は多額の費用を要する投資的事業が続くこととなり、負担金が増加傾向となっておりますが、一定、整備後におきましては負担金は平準化するものと考えております。

一方、広域化における消防力の強化としまして、本町におきましては救急搬送の大部分が和歌山市方面であるため搬送時間を要し、2台の救急車が出動中であることが多々ございますが、平成27年度に消防本部司令センターが整備され、指揮指令システムが一元化されることにより、消防指令センターにおいて泉州南管内全ての車両動態が把握できることから、近隣消防署へ迅速な出動命令が可能となり、必要に応じ救急隊を岬方面に進駐させるといった体制の強化が図られ、広域化のメリットが出ていると考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 広域化のメリットについてお話いただき、また、予算についても平準化されていくであろうという見通しが示されましたが、やはり、ここは意見を言うことが大切で、岬町として効果は大きく負担は少なくというのは当然なんです、その点において、さっき言っていたようにあるけど

も、副管理者である田代町長より毎回お話聞いておりますので、この意気込みをもう一度お聞きしたいなと思いますが、よろしいでしょうか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本当に負担金が毎年増額になってきて、このままいくと、とてもじゃないけれども負担に耐えきれない状況が来るんじゃないかなということはおかねがねから私は危惧しております。

しかし、先ほど部長の方から答弁あったように、消防力の強化ということについては、やはり本部司令センターができてから一元化して各救急車、消防車の出動状況がはっきり明確にわかりますので、そういった意味では、岬町にとっては和歌山方面へのそういった救急搬送、また町内での火災等々については一元化の中で指令が行われているので、これについては今まで以上によくなってきているかなという感じはします。

しかし、負担金については先ほど答弁しましたように、消防車の老朽化、建物の老朽化、そういったものが当時、平成25年に広域消防組合を設立して以来4年が過ぎて、次5年目が来るわけなんですけども、そんな中で、やはりまだ完全な把握ができていなかったという、当初はシミュレーションも起こしてきたんだけど、なかなかそのようにうまくいかなかったということがあって、最近、頻繁に毎年ごと、そういった消防車の入れ替え、また、いろんな各自治体の庁舎の整備、そういったものが重なって負担率が上がってきているかなと思っております。

ですから、どこに阪南、泉南という分署の問題、これについては、私は合併のときに、強く合併の条件にしたいきさつがあります。

阪南岬の消防署の間隔が非常に広いと、これだったら消防力の強化にならないじゃないかということで、ぜひとも中間に消防分署を設置してほしいということで、現在、入札が終わりまして、これから建設にかかるわけですけども、この辺の負担率も上がってくるかな。

消防署については現在、日根野署を廃止して、その中で消防員の配置を考えるということですので、それについては問題はないかな、このように思っております。

今後、負担をいわば平均に持っていくには、平成30年にシミュレーションを起こすようにと、私はこのことについては正副管理者会議でかなり再三きつく言ってきております。もっとシミュレーションを起こして年次計画を立てて、その都度、計画をもっときちっとすべきだと言うことを入れて。

当初は、各自治体の財政の担当も入ってなかったんですね。それで、私のほうからそれを強く要望して、現在は各自治体の財政担当も入って、そういった事業計画を立てておりますので、今後、平成30年以降は平準化してくるだろうと、このように思っておりますので、ご指摘のとおりでございま

すので、今後もさらに正副管理者会議でしっかりと当初の考え方を言っていきたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 お諮りいたします。

質問の途中でございますが、暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、暫時休憩したいと思います。

13時から再開をいたします。よろしく願いいたします。

(午後 0時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、町長の答弁の中で、ちょっと訂正がございますので。町長、田代 堯君。

○田代町長 貴重な時間を申しわけございません。

先ほど、竹原議員さんからのご質問の中で、負担金の増額の件についてご質問がございました。

その中で、日根野署の廃止と私が申し上げたのは、これは間違いでございまして、市場署の廃止でございますので、訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○道工晴久議長 では、引き続き、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 引き続き、一般質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁を受けましてもう一つお願いがありまして、防災面について意見させていただきたいと思います。

新しい組合ができて3年が経ち、今年の4月当初から人事異動ということがありまして、私を感じるところによりますと、岬署に配属されている者のおおよそ半分ぐらいの者が遠くのほうへ配属になり、また、逆に岬町の地理をどれだけわかっているのかなという方が岬署に配属されていたり、本部は不思議なことをするなと思っております。

全体の計画の中で適材適所を見据えてされているというのは、そこまでは私は見えてないんですけど、やはり、消防署というのは地理的に精通した方が残ってほしいなという部分もありますし、救急で迎えに行くにしても、連絡があったところへカーナビを見て車を進めるのではなしに、あ、あそこやなど、ぱっと行けるような態勢を理想としておりますので、ここまで人の顔が変わったらどうかという部分があります。

この件に関してはもうお願いするしかないんですけども、適正な人員配置というところにもう少し地域柄といいますか、やはり、岬町というのは一番端っこになりますので柔軟な対応をしていただきたいな、このように思いますので、この点も田代町長に副管理者として意見していただくようお願いしたいなと思っております。

これで、安心・安全なまちづくりについての質問を終わります。

大きな2番としまして、岬町運行バス事業について質問させていただきたいと思います。

平成28年3月、今年3月末をもって大新東株式会社が岬町より撤退し、4月1日より市町村有償運送である岬町による運営でバス事業が始まっております。

先ほど、田島議員の一般質問のやりとりを聞かせてもらって、また、答弁も聞かせてもらって、次年度の計画なりを多少踏み込んでおられたのかなと思う中、行政の考え方として費用対効果でなく、当面は現行のやり方だという回答と、また田島議員のほうからは、いましばらく質問者として見守っていくというご意見がありました。

ここで改めて、本年3月に組んだ予算案で運行できているのか、もう12月になり大方8カ月が経っておりますから、1年間の決算見通しというのも見えてきてるのかなと思いますが、その辺をわかる範囲で答弁してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

バス事業者の突然の撤退を受けまして、急遽準備を進めまして、本年、平成28年度につきましては実証運行として町がバスを運行して8カ月が経過をいたしております。

本年度の運行に当たりましては、運行にかかる予算として、歳入ではコミュニティバス運賃収入として1,391万3,000円を計上し、歳出につきましては運行委託料をはじめ、車両の整備あるいは支線に係る人件費、燃料費など7,038万6,000円を計上いたしておるところでございます。

歳出予算では、修繕料や無線機の落札減などによる不用額が見込まれますが、4月から9月までの基本路線の乗車人数は5万6,525人で、昨年度の6万1,687人に比べ5,162人、8.4%減少していることなどから、運賃収入が減少することが見込まれ、非常にその運営は厳しい状況にあると考えてございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま、しあわせ創造部長からの報告を聞かせていただきました。

行政の考え方として、費用対効果ではないと申されていますが、やはり町として運営するに当たっ

て、全く無視するものでもないと思っております。

本来ならば、私はバス会社によるバス事業を目指してもらいたいと思っております。4条事業者というんですか、資格を持った、今までのバス事業者というのをどないかして探してきていただきたいなと思っております。

私、公共交通会議も何度か傍聴させていただいておりますが、費用の面とか、また4条事業者の話とかいう話題が余り出てこない、皆目ないと思っております、やはり、この町運営するためにはどうしたら盛り上がるかどうかという会議をしていただいているんですが、やっぱり、今までどおり大新東、若しくは中日臨海さんみたいな4条事業者を呼んできて契約をしていただくほうが、結局は安上がりであり、町としての責任度合いも少し違うのかな、このように思っております。

それを踏まえて、次年度の運行方針について、岬町としてはどのように考えているのか。今まで公共交通会議でしている町有償運送の方法でずっとやっていこうと思っているのか、どうなのかをお聞きしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

地域公共交通であるバスの運行に当たりましては、道路運送法においては、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する事業者、いわゆる4条事業者による運行が原則として規定をされておりますが、バス事業者の撤退により、地域住民の移動手段を確保することが困難となることから、一般旅客自動車運送事業者に代わり引き続き地域住民の生活に必要な旅客運送を確保する必要があるときは自家用自動車による市町村が運営する有償運送で運送することが可能とされております。

本町におきましては、バス事業者の突然の撤退を受けて、新たな一般旅客自動車運送事業者を探しましたが、運行を希望する事業者がなかったことから、交通空白区域を解消し、住民の移動手段を守るために市町村運営有償運送により運行することとしたものでございます。

しかしながら、住民を輸送する場合、安全運行最優先とする道路運送法の考え方に基づき、4条事業者による運行が望ましいと認識をいたしております。

このことから、一般旅客自動車運送事業者による運行を目指し努力する必要があると基本的には考えてございます。

また、現在の運行事業者との委託契約期間につきましては、市町村運営有償運送の登録期間が当初2年間であることから、本年4月1日から平成30年3月末までといたしております。また、今後も登録期間を契約期間の目安としてまいりたいと考えてございます。

本町といたしましては、安全運行確保の観点からバス運行管理並びに車両の整備、管理につきまし

ては一般旅客自動車運送事業者が運行することが最も望ましいというように認識をしてございますので、4条事業者による運行を目指したいと考えておりますが、乗務員、ドライバーが不足している状況など、バスを取り巻く環境が非常に厳しい状況にあると聞き及んでおり、また事業者における利用促進が期待できるかなどの見極めなども必要でございまして、困難を極めると考えられますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま部長から答弁をいただきました。

確かに大新東さんが撤退されると聞いたとき、今から言いますと1年数カ月前の話ですが、そのころと今と比べてみると何が違うかということ、時代背景が少しずつ変わってきております。

と言いますのは、その当時は、これからインバウンド事業が佳境を増してくるということで、バスを注文してもバスが入ってこないぐらい、中古車のバスが流通してないというぐらいとても大変な時期。また、乗務員の数も確保できないといった時期だったと思いますが、現在、事業の方にヒアリングなどをしたり、私自身も家業が自動車屋でございまして、いろいろなルートでバスの流通を見ている限り、大分と落ちついてきているんじゃないかな、このように思います。

先ほども答弁ありましたように、4条事業者が望ましいといったお話もありましたが、私がこの役場を見る限り、公共交通会議を開くために鋭意努力されているのはよくわかるんですが、その4条事業者を呼んでくるための交渉というんですか、募集なりをされた経緯というのは、この4月から以降で何かあるんでしょうか。そこを一度確認をさせてください、お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

4条事業者との交渉といいますか、協議を持つ場をこの4月以降、いまだに持っていないというのが現状でございます。

と言いますのは、この4月から実証運行が始まりまして、アンケート調査などを踏まえ、改善点、あるいは要望点も踏まえ、来年度に向けた改善に今取り組んでいるところでございまして、田島議員のご質問にも、ご答弁させていただきましたけども、そのような改善点を今、地域公共交通会議の中で合意形成を図りつつ進めているところでございまして、まだ4条事業者への交渉といいますか、協議についてはまだ至っていない状況でございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 できましたら、同時並行で進めていただきたい。これは、優先するのがどっちかという話にもなります。4条事業者がないから、泣く泣くやっているというのが本来だと思うんですよ。

それを大元を見つけてきていただいたら、こんな原課でも苦勞しなくて、従来の方式でできるのではないか。

業界の者が言うのでアドバイスになるんですけども、インバウンド対応とかいうことで、バスの需要と供給も供給のほうが上回りそうな勢いで、これからバス事業者というのが淘汰されていく時代になりつつあるというのが本当のところですよ。

そこで、町のほうにお願いしたいのは、これから契約するに当たって、3月には当初予算等々が出てくると思いますけども、契約するに当たって、できれば単年契約、若しくは複数年契約するにしても、4条事業者があらわれたら年度末で解約できる条項を設けるとか、そうしておかないと、いざ4条事業者が出てきたでとなったときに、今の市町村有償運送の方式がまだまだ契約が残っているので4条事業者は入れませんというようにならないような契約をお願いしたいなと、このように思っています。

このバス事業については、とても苦勞されているということは重々承知しております。しかし、人員を、労力を割いていることも確かでございますので、その点をもとに戻って取り組んでいただければな、このように思っております。

私の意見はここまでで、岬町バス運行事業についての質問を終わり、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○道工晴久議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず1点目に、ご当地ナンバープレートについての質問です。

ご当地ナンバープレートは自治体の地域振興及び観光振興に大きな効果があると期待されます。いわゆる原付バイク、原動機付自転車というそうですが、この原動機付自転車を中心に全国でも導入が進んでおります。

本町においても、町のPRとふるさと岬町に愛着を持っていただくため、導入を検討すべきと考えます。

そこでお聞きします。

原動機付自転車とは、エンジンの総排気量125cc以下の車両と認識していますが、それで間違いはないでしょうか。

また、総排気量が50cc、90cc、125ccの本町における登録台数と、そのナンバープレ

ートの在庫状況並びに昨年のナンバープレートの発行状況はどれぐらいかお尋ねします。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 坂原議員のご質問にお答えします。

原動機付バイク、いわゆる原付バイクにつきましては、総排気量が50cc、それと90cc、125cc以下の3種類というものになってございます。

議員ご質問のとおりでございます。

それと、本町に現在登録されているバイクの登録数でございますけれども、直近の平成28年11月1日現在における原付バイクの登録台数につきましては、50cc以下が1,312台、90cc以下が97台、125cc以下が136台となっております。

また、在庫につきましては、現在の在庫の状況でございますけれども、種類によって異なりまして、平成28年度当初では50cc以下では335枚、90cc以下では32枚、125cc以下では81枚ということになっております。

また、交付実績でございますけれども、平成27年度のナンバープレートの交付実績は50cc以下で164枚、90cc以下で8枚、125cc以下が31枚という状況でございます。

すみません、先ほど登録台数のところで125cc以下が136台と申し上げたようですが、163台ということでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この原動機付自転車のナンバープレートについては、総務省通達によりますと、その規格は縦が10センチ、横が20センチ以下で、安全性や視認性を確保したものであれば、独自のナンバープレートをデザインすることができるとなっています。

全国各地の自治体でさまざまなデザインのナンバープレートがご当地ナンバープレートとして導入をされています。

平成19年に愛媛県松山市が司馬遼太郎氏の著作「坂の上の雲」から雲の形のナンバープレートを採用したのが最初で、そのときの地名表記を松山市から道後・松山市に変えております。

その後、長野県上田市の六文銭や御殿場市での富士山をモチーフにしたものなど、全国各地で導入されております。

そこで、わかっているならば近隣市町におけるご当地ナンバープレートの発行状況についてお答えください。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 近隣の発行状況についてお答えいたします。

その前に、ご当地ナンバーの全国的な発行につきましては、約400団体以上が発行しておるというところでございます。

大阪府内におきましても26団体が発行してございます。

それで、この近隣の自治体の状況でございますけれども、近隣では、泉佐野市、泉南市、田尻町の2市1町が関西国際空港の開港20周年記念という、これの一環といたしまして平成26年9月にご当地ナンバープレートというものを導入してございます。

また、その種類につきましては、原付バイクの50cc以下、90cc以下、125cc以下の3種類の発行ということでございまして、登録時に既存のものをご当地ナンバープレートというものの選択ができるという状況でございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 全国各地で相当数をご当地ナンバープレートを発行しているということですが、近隣市町でも2市1町が発行しているということで、ちなみに、そのナンバープレートの作成費用はどれぐらいかかるか、それもわかりましたらお聞かせください。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 ナンバープレートの作成につきましては、費用面ということでございますけれども、先ほど、坂原議員からもご質問がありましておおり、総務省の通知の範囲であれば、図柄・標識につきましては自治体独自で決めることができるということになっております。

現在、標準的なナンバープレートの作成費用というものにつきましては、1枚265円。それを形状を雲形とか山形の形状に変えた独自のものを盛り込みますと、500枚作成時の単価というものが2,484円という見込みでございます。

それと、今の形状そのまま、デザインのみの変更というものをした場合、塗装の量が増加するということと、工程が複雑になるということから、1枚当たり約756円程度となる見込みでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、お答えいただきました。費用も少しかかるようですが、仮に今回導入の検討に入るとするならば、例えば関係機関との協議、あるいはデザインの決定、必要ならば条例改正で、それからナンバープレートの作成交付という、さまざまなプロセスを踏んで相当な時間も手間もかかるだろうと思いますが、このご当地ナンバーが岬町の町民意識、あるいは町民のまちに対する愛着、また、岬町の知名度の向上、観光振興として考えていくと、まち興しの一つとして非常に有効な手段

であると思います。

市町村が独自に発行できる、いうならば走る広告塔となると考えています。ぜひ、本町においてもご当地ナンバープレートを導入することを検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 坂原議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員ご質問のとおり、これらのナンバープレートはご当地キャラクターや地元の特産品などをデザインに盛り込むことで、地元への愛着が深まることとあわせまして、そのプレートをつけた原付バイクが町外を走行することで当該市町村のPRになると、つまり走る広告塔となるものを期待して、近隣においても記念事業とあわせてご当地ナンバープレートを導入しているということが考えられます。

また、先ほど申し上げましたとおり、ご当地ナンバープレートの発行は形状や図柄によりまして自治体で決めることができますけれども、手続的には新たなプレートにつきましては視認の状況ということがございまして、警察との協議というものが必要であると聞き及んでおります。

このようなことから、本町におけるご当地ナンバープレートの発行につきましては、デザインにつきましても本町全体のイメージにかかわることから、公募等によりまして慎重に検討していく必要があると考えております。

なお、近隣の発行状況や現在の原付バイクの販売状況、これにおきまして、現在90cc以下というのが生産されていないという状況でございます。

このことから、50cc、または125cc以下の原動機付バイクのご当地ナンバープレートの発行ということが効果的というように考えておりますので、今後、費用対効果等も考慮しつつ総合的な視点から前向きに検討してまいりたいと考えます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ぜひ、前向きに検討をお願いします。

では、2点目の質問についてお聞きします。

「こころの体温計」についての質問です。

厚生労働省によると、昨年の年間自殺者数は3万2,109人だったそうです。このうち、鬱病など心の病も自殺の大きな要因となっております。

また、健康問題を理由にした自殺をされた方は約4割を占め、最も多いのが鬱病でした。

近年行われた国内調査では、一般住民の約15人に1人が鬱病を経験している。それにもかかわらず、鬱病を経験した人の4分の3は医療を受けていなかったことが明らかになりました。

鬱病は決して一部の人々の問題ではないということが示され、その対応が適切になされていないということが指摘されております。

最近では、鬱病は心の風邪引きとまで言われています。長引く景気の停滞感を背景として鬱病患者は増加する傾向にあり、十分な対策が急務であると考えます。

こうした時代背景を踏まえ、厚生労働省は2010年1月、「誰もが安心して生きられる、温かい社会づくりを目指して」をテーマに、自殺・鬱病対策プロジェクトチームを立ち上げ、同年5月には五つの対策の柱を打ち出しました。

鬱病は本人をはじめ、家族や知人が適切に対処し、環境を整えることで早期発見・早期治療ができると言われております。

その早期発見・早期治療につなげるための手段として、携帯電話やパソコンで手軽に心の健康をチェックできる「こころの体温計」というものがあると聞き及んでいます。

そこでお聞きしますが、この「こころの体温計」についての内容と、もし導入をする場合の初期費用、維持管理コストについて教えてください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日々の生活の中で無理が続きますと、心のバランスが崩れやすくなります。

「こころの体温計」は、株式会社エフ・ビー・アイが東海大学医学部と共同開発したもので、パソコン、携帯電話、スマートフォンから簡単な質問に答えるだけで、気軽にいつでも、どこでもストレス度や落ち込み度など、心の状態をチェックできるシステムで、ストレス度や落ち込み度が金魚鉢の中で泳ぐ金魚や猫などのキャラクターになって表示されます。

また、本人だけではなく、家族の心の健康状態を把握する家族モードや自分自身のストレス解消法のタイプを知るストレス対処タイプテスト、アルコール依存症の可能性をセルフチェックするアルコールチェックモードが用意されており、医学的根拠（エビデンス）も持っています。

このシステムは、自殺対策事業など、心の健康づくりの一環として活用している自治体も見受けられ、近隣では熊取町が平成28年8月から導入し、町のホームページから自由にアクセスできるようにしているところございまして、2カ月で約7,000件のアクセスがあり、費用につきましては、初期導入費用約8万円、年間管理費約4万円と比較的安価で導入できていると聞き及んでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 厚生労働省が3年ごとに行っている患者調査によりますと、平成8年には43.3万人だった鬱病などの患者数、これが平成20年には104万人と12年間で2.4倍に増加しております。

この数字は、医療機関に受診している患者数の統計データではありますが、鬱病患者の医療機関への受診率は低いとされていまして、実際の患者数は予備軍と言われる数も含めると1,000万人はいるであろうとされております。

ストレスとの関係が深く、一家の大黒柱や若い世代での患者も増えてきています。このことから、鬱病による社会的損失がいかに大きいかが認識されてきました。

また、鬱病と自殺との関係も深く、鬱病の方の7割が一度は自殺を考えたことがあると言われております。

年間3万人を超える自殺者がいるという現実を踏まえて、早期発見・早期治療を推進することで自殺予防にもつなげていくことができるのではないかと考えております。

先ほどの部長の説明にもあったように、この「こころの体温計」は、いつでも、誰でも、手軽に自分自身の心の疲れの度合いをはかれるものとして非常に有効であると思います。

このことから、本町でもぜひとも採用するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 ただいま議員も申されましたが、ストレスが原因で鬱病など心の病を発症することも多く、さらには、心の健康問題が自殺につながることも多いことから、心の健康を保つためには十分な睡眠やストレスと上手につき合う方法を身につけることが大切であると認識をいたしております。

このことから、「こころの体温計」の導入につきましては前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ぜひとも前向きに検討をよろしく願いいたします。

では、3点目の質問についてお聞きします。

3点目は、再任用制度についてであります。この質問の趣旨は、安定した、また円滑な町行政の運営、そして住民サービスの確保には人材をいかに確保して、いかに人材を育てていくのかが一番大事な点ではないかということであります。

この再任用制度の概要は、平成12年の厚生年金保険法の改正によりまして、平成25年度に60歳定年退職となる職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられることに伴い、60歳で定年退職した職員について定められた制度と理解しております。

ここでお聞きします。本町において、過去3年間の退職者数、新規採用職員数、また再任用職員、また、その再任用職員の勤務状況、その内訳をお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 坂原議員のご質問にお答えいたします。職員の退職、新規採用、再任用についての推移でございます。

平成25年からでございますが、平成25年に7名の退職、これに応じまして6名の新規採用、3名の再任用職員。再任用職員にはフルタイムの長時間と、それから31時間の短時間職員、また23時間の短時間職員というものがございまして、この3名のうち、長時間が1名、31時間が1名、23時間が1名となっております。

同様に、平成26年度に11名の退職がございまして、これに対応いたしまして9名の新規採用、4名の再任用。長時間1名、23時間が3名となっております。

また、平成27年度に6名の退職、これに応じまして8名の新規採用、3名の再任用。再任用の内訳といたしましては、31時間が1名、23時間が2名となっております。

平成25年度から平成27年度に24名の退職、これに応じまして23名の新規採用、10名の再任用となっている状況でございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今のお答えで、ここ3年間の退職者数が24名に対して新規採用が23名、再任用が10名とあるんですけど、なるほど数字で見ると退職者数の分は十分カバーできているかなと、むしろ手厚くカバーできているというように見えるんですが、数字と担当原課がちょっと事情が違うのかなと思っております。

私は今年の3月の一般質問でも、職員の適正配置について質問させていただきました。このときの保井室長の答弁では、岬町の条例定数、職員の条例定数では214人に対して、平成27年4月時点で155人の職員というお答えでした。

また、平成22年に策定した定員管理計画に基づいて人員削減を進めているというお答えもあわせていただきました。

その計画策定から6年経って、また最近、特に大阪府からの権限移譲などで業務内容も増えてきていると思います。

6年経ち、業務内容も増えてきていると思うんですが、その定員管理計画の見直しというののはどのように行っているのかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

岬町職員定員管理計画につきましては、平成22年4月1日から平成28年4月1日を目標年度と

して作成されたものでございます。

途中、平成25年10月に一部修正をいたしまして、現在、新たな定員管理計画の作成を始めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、事務量も変わり、また権限移譲、実際、また広域福祉というような分野も出てきておりますので、それらも反映した形での新たな定員管理計画の作成を進めているところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 現在は、計画策定、見直しを行っているという回答でした。

ぜひ、今後も退職者も増えてきますし、再任用も増えてくると思います。その場しのぎ、悪く言えば行き当たりばったりじゃなくて、ぜひ計画性を持って策定をしていただきたいと思います。

また、今年度末でも引き続き再任用で勤務をされる方、また、そうでない方がおられると思います。今まで十分な経験を積まれ、何かとご苦労された優秀な職員の方が多く定年を迎えられます。その方が退職されるのを見ておりますと、まだまだ体力も十分あり、非常にもったいないなという気がしております。

日本人の平均寿命も今では世界一と言われるほどになりました。60歳定年ではちょっと早いかなとも感じております。

そこで、最初にお聞きした職員数の回答では、再任用者のほとんどが短期雇用と、短期間となっております。経験豊富な再任用者の勤務日数というのはどのようにして決定しているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

再任用職員の雇用形態につきましては、2種類のヒアリングを実施しております。一つは、退職予定者の全員を対象にした意向調査のヒアリングをしております。二つ目は、各課を対象にした業務内容についてのヒアリングをしております。

再任用職員の雇用形態の決定はこの二つのヒアリングの条件からマッチングを図って決めていくものでございます。一定の調整をしながら相互のマッチングを図っているところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ヒアリングをして行っているとありました。まず、退職予定者に対するヒアリングと各課に対するヒアリングでマッチングしてやっているというお答えでした。

それが、私が見る分につけては各現場、担当課でありますとちょっと職員数が足りていないのでは

ないかと思われる部分が多々見受けられます。

正職員も数が足りない、再任用が短期間雇用、その人数で賄いきれない分については臨時職員で対応しているというように見れると思うんですけども。ともすれば、一部の職員に負担がかかりすぎて残業が非常に多い、あるいは、一部の職員だけではなくて臨時職員も残業しているという担当課も見受けられます。これは十分に人材の確保ができていないのか、できていないのかと思うんですけど。そこで再任用の人をもっとうまく活用できないかと思うんですね。

先ほどの話で、再任用の勤務形態がフルタイム、長期、短期とありましたけど、フルタイムはフルタイム、それ以外は3日、4日という勤務体制と思うんですけど、3日と4日の違いというのはどこで判断されるのでしょうか、その基準とは何でしょうか、お答えください。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 再任用職員につきましては、原則23時間程度の短時間というものを基本としておいているわけですが、やはり業務の内容におきましては、どうしてもフルタイムに近いものが必要であるという業務もございます。

その申し入れ等ございましたら検討していくわけですが、31時間というのは一定の短時間の中での条件と考えておまして、フルタイムになりますと、先ほどの職員定数管理計画の中で1名というようにカウントされてきますので、なかなか新規職員の採用の面まで影響が出てくるという懸念もございますので、職場の業務、いわゆる時期的にもございますけども、多忙なところについて31時間の雇用ができないかというようなことを考えながら配置するわけですが、基本的に31時間は4日勤務とか、23時間は3日勤務とか言われるわけですが、週勤務の中で均衡をとっていただくということも工夫しながらやっている原課もあると聞いておりますので、業務の内容に応じて再任用職員の活用を図っていただいているものと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 平成25年4月の総務省自治行政局公務員部関係資料というのがあるんですけど、ちょっと勉強してみました。

そこでは、雇用と年金の接続について、こういうようにありました。

現行の地方公務員法に基づく再任用制度を活用するものとしておまして、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は年金支給開始年齢に達するまで当該職員をフルタイムで再任用するものとなっているんですね。

ただしとして、職員の年齢別構成の適性度をはかる観点から、フルタイム再任用が困難であると認められる場合、または当該職員の個別の事情、本人が短時間を望む場合を踏まえて必要があると認め

られる場合には短時間での再任用が可能となっております。

この通知文に、年金支給開始年齢までフルタイムで採用するとなっているんですけど、この年金支給開始年齢までというこの解釈はどうなっているのでしょうか。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 岬町といたしましては、平成25年3月の総務省の通知によりまして再任用職員の適正な雇用等を考えているわけでございまして、先ほど議員ご指摘のとおり、定年退職をする職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することとする閣議決定を踏まえ、地方公共団体においては能力、実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置をするというのが平成25年3月の総務省からの通知でございます。

公的年金の支給開始年齢が平成27年度、平成28年度の対象者につきましては62歳までが無支給年金期間があるということございまして、満額支給になるのは満65歳ということでございます。

このことにつきましては、できる限り無年金の間はフルタイムで雇用したいということございまして、本町の実情といたしましては、地域活性化の投資的事業を実施しつつ行財政改革によって財政を支えながら住民サービスを維持しているところにありまして、その中で、本町の再任用制度は財政状況との整合を図り実施しているところでございまして、先ほど申し上げました3種類の雇用形態を設定しているところでございます。

フルタイムは週38時間45分の再任用長時間勤務職員、それと、週23時間15分の再任用短時間職員と、週31時間の再任用短時間職員の3種類という形できめ細かく再任用職員を雇用することによって財政との整合性も図りつつ、住民サービスの維持も、財政上のことばかり言って申しわけないのですが、一定の財政のところも見まして運用しているところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この再任用制度というのは、退職年齢が引き上げられたことによって、年金の空白期間をなくすために、埋めるためにもあるものですよ。満額が65歳から、それまで一部支給の開始年齢も段階的に引き上げられていくと。でも、定年は60歳定年なんですよ。

60歳定年になって、一部支給まで数年間の時間があいてくるんですよ。これが、来年の退職者、その次の退職者とどんどんその年齢が引き上げられていくんですよ。

だから、年金をもらいながら短期で再任用として仕事するのではなくて、全く収入なしでやるわけですよ。その部分もちょっと考えなければと思います。

先ほどの答弁の中でも、再任用、全員フルタイムで採用したら新規採用ができないというような話もございました。行革目標で人員削減するというのを前回聞きましたけど、行革目標だけで人員管理

をしていくと、そのまま労働強化、残っている職員の負担が多くなる。その分、また、結局は住民に対して住民サービスが十分できなくなると。これ、悪循環になると思うんですね。

だから、行革目標もあるし、職員の人数についても適正な人数として、職員数にカウントされない3日間の勤務体制を増やせるみたいですけど、そういう帳じり合わせの人員計画でなくて、そこで私は長期的な、計画的な人員の配置計画というのが要るのかなと思うんです。そこでこそ知恵と工夫が要るのかなと思います。

まず、人員削減あつての行革であつてはならないのかなというように思うんです。一番迷惑をこうむるのは住民だと思うんですね。そこを一番私は思います。

また、再任用のフルタイムによって新規採用できないという場合は、そういうときはまた臨時職員の採用もかなりあると思うんですけど、その分で調整してもいいのかなと思うんですけどね。その辺の工夫が必要だと思います。

最後になりますけど、どこの職場でも人手が足りていないというのが現状であると思います。臨時職員の補充で業務をこなしている状況だということに見受けられます。

今、作成中の職員の適正配置計画を作っていく中で、大阪府だとかほかの団体とか、対外的によく見えるためだけの人員削減ではなくて、今後、ますます増えてくるであろう、業務も増えてきますし、それに対してスピード感を持って、また、住民サービスの向上を図れるように、また、十分な経験とスキルを持った退職者をフル活用して、専門的な知識を生かして、町政の円滑な推進につなげていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回は、健康ふれあいセンターの利用者の増加につながる展望台の設置を要望することを質問の趣旨としておりますが、まず、その前に健康ふれあいセンターの利用者数、また利用者からの要望内容などを確認したいと思います。

まず、ピアッツア5の平成26年度、平成27年度の入場者数をお答えいただきたい、よろしくお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

ご承知のように、健康ふれあいセンターにつきましては、町民の健康と体力の増進、福祉の向上及び環境に優しいまちづくり施策の推進を図ることを目的として、平成8年6月からピアッツア5の愛

称で運営をいたしております。

健康ふれあいセンターの利用者数は、平成26年度につきましては、浴場が4万7,600人、プール2万3,848人、その他の施設利用が1万9,721人、合計で9万1,169人。

平成27年度につきましては、浴場が4万7,601人、プール2万2,735人、その他の施設利用は1万7,935人、合計で8万8,271人となっており、浴場の利用につきましては現状に歯止めがかかったものの、全体では2,898人、3.2%減少している状況でございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今の答弁では、浴場の入場者は変わらないようですが、全体では減少している状況ですが、町はその対策をどのように考えているのか、お答えをいただきたい。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 健康ふれあいセンターにつきましては、現在、指定管理者制度を活用し、明治スポーツプラザが指定管理者として運営をしており、利用者の増加を図る取り組みといたしましては、浴場の利用時間の拡大、脱衣場のリニューアル、気軽に参加できるワンコイン教室の開催、また府道からの案内板の更新、ポイントカードなどの導入により集客数の増加を図っているところでございます。

また、本年度の健康長寿まつりでは、元オリンピック選手による水泳教室を実施し、PRに努めているところでございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 利用者の増加の取り組みの努力をされていることはわかりました。

次に、施設利用者は主に健康づくりや風呂でのコミュニティを目的に利用されていると思います。

この方たちが大阪湾の素晴らしい景色を見ながら気分転換、さらなるリフレッシュができるよう展望施設を作ってはどうかと考えますが、このことについて町の考えをお聞かせいただきたい。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 健康ふれあいセンターの利用者は、プールやトレーニングジムを活用した健康づくり、またお風呂でのくつろぎやコミュニティを目的に来館されている方がほとんどです。

この方々が展望施設を利用する可能性もあるとは思いますが、センターから大阪湾を眺めた場合、両サイドが山であり、狭い範囲での眺めとなることや、付近には美化センターもあることなど、景観的な課題もあることから、展望施設の設置については難しいものがあるのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 次に、私は眺めのよい展望台施設をつくることによって改めて町の魅力を再確認してもらえる、あるいは新たな利用者の増加にもつながるのではないかと考えています。

また、付近にはとっとパークや併設する道の駅、興善寺や理智院などの文化資産もあり、現在の健康づくりのための施設に新たな付加価値をつくるという意味においても展望施設の設置についてお願いをしたいところですが、ただ1点、景観的に課題があり、難しいとありますが、私は山と山の谷間から見える大阪湾、淡路島の風景と景色が見える見晴台を設置すれば利用者の増加につながると思います。

こうした考えを踏まえ、再度検討していただきたく要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいまご指名いただきました松尾 匡でございます。それでは、一般質問を始めさせていただきますと思います。

まず、道の駅みさきの進捗状況についてです。

第二阪和国道の延伸工事とともに建設中の本町の道の駅みさき、指定管理者も産直市場よっての多店舗経営をされている株式会社プラスさんに決定し、町や指定管理者はもちろんのこと、道の駅に関係する各種組織団体が道の駅のオープンに向けてさまざまな準備や調整をされていることと思います。

今回は、その道の駅建設の着工開始から現在までの進捗状況をお聞きするとともに、今後の予定、また住民や地域とのかかわりというところなどをハードとソフトの両面についてお聞きしたいと思います。

今日、先ほど奥野議員からも同様の質問がなされたと思いますけれども、道の駅事業といいますと町の一大事業でありますので、もう一度ここで確認させていただきたいと思います。

まずは、道の駅着工開始から現在までの建物建設にかかわるハード面と、一方で運営等にかかわる中身、いわゆるソフト面について、それぞれの進捗状況をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず、道の駅みさきのハード面の進捗と今後の予定でございますが、本町が施工する地域振興施設につきましては、8月中旬より工事に着手しまして、現在、施設の基礎工事を完了し、上屋工事を行

っているところでございます。

今後の予定につきましては、現在行っています上屋工事を終えた後、屋根葺き、外壁工事、内装工事と進め、平成29年3月末での第二阪和国道の供用開始とあわせて道の駅みさきのオープンを目指しまして鋭意進捗を図るものでございます。

なお、国が施工する情報提供施設及び公衆トイレなどにつきましても同様の予定となっております。

次に、ソフト面でございますが、指定管理者において、現在、特産品販売コーナーに出荷いただける方の募集を行ってございまして、去る12月3日、土曜日ですが、指定管理者において役場会議室で出荷者説明会を開催しまして、手続等の説明を行ったものでございます。

当日は59名の方の参加となっております。

指定管理者からは本町の特徴を活かし、新鮮な魚や野菜、また加工品など売り場の充実に努めたいと聞いてございます。

いずれにしましても、地元産を優先していただくように継続して協議を進めているところでございます。

今後におきましても、道の駅のオープンに向けた調整やオープニングの後のイベントの開催計画などを中心に、集客や運営について協議を進めていく予定としてございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 答弁いただきました中では、ハード面については当初の予定どおり、今年度中である来年3月末のオープン目がけて建設が進んでいるとのこと。

引き続き、定めた納期内に完成できるよう進めていただきたいと思いますと思っております。

また、ソフト面について、先日、役場で行われました指定管理者による特産品販売コーナーへの出荷説明会に59名の方が参加されたとのこと、思っていた以上に住民の皆様が生産者の立場として関心を持たれているということに、当初、私はもっと関心は少ないのかなと思っていたのですが、それを聞いて少し安心することができました。

次に、町が設計し、建設を進めている道の駅ですけれども、本来のあり方では、そこを運営する運営者が運営の構想や目的等にマッチするような運営に最適な建物というのを後で設計していくというのが理想と言われております。

今回の道の駅では、ハード設計が先に決められた中での指定管理者による事業運営となる中、ハードとソフトのミスマッチ等が出てくることも予想されるところでございます。

町として、指定管理者とそういったところの協議、調整がうまくなされたのかどうか、ハード面で

指定管理者と協議されて、当初の計画から変更された箇所などありましたらお聞きしたいと思います。
よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

指定管理者との施設運営にかかる協議によるハード面での変更についてのご質問でございますが、より多くの方に施設をご利用いただくため、地域特産品等販売スペースの柱を少なくするなど、当初計画に影響のない範囲で変更を行ったという状況でございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 当初計画に影響のない範囲での変更が行われたとのことで、大がかりな設計変更等がないとのことでよかったですかなと思います。

最後に、道の駅の地域とのかかわりや住民の方々との関係づくりなどで動きがありましたらお答え
いただきたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

住民、地域とのかかわりについてでございますが、既に先ほども説明させていただきましたように、指定管理者が出荷希望者に対し説明を行った状況もございます。そのほか、4漁協であるとか、松風庵などを訪問し、概要などを説明したというところは聞き及んでおります。

あと、先ほども回答させていただきましたが、イベント等の開催計画など、今後、計画をしていくという状況になってございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 本町の道の駅は、町外の多くの方に利用いただき、そして、岬町を知っていただき興味を持っていただく、その窓口と案内役、また地域経済の拠点として期待する複数の大切な役割を担っております。

町外に向けて誇りを持ってプロモーションできる素晴らしい道の駅を作っていくためには、指定管理者の努力はもちろんのことですけれども、商品を提供する生産者である住民の方々をはじめ、各種法人団体の協力なしでは達成できないと思います。

ほかの道の駅と比べて、よりよい、よりおもしろいものにしていき、常に人を引きつける道の駅となるよう、指定管理者と地域とが常に連携し、刻々と変化する未来に向けて柔軟に対応していける、ともに協力できる環境づくりのためにも、私もできる限り動くつもりですし、町としてもしっかりサポートし続けていただきたいことを願ひまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、泉州観光プロモーション推進協議会の進捗状況についてです。

前回の私の議会一般質問で、外国人観光客が年々急激に増加していて、関西国際空港での外国人入国者数が50万人を突破したということをお伝えしました。今もなお、岬町のすぐそばで日本一、若しくは、成田国際空港に次いで2番目に毎日多数の外国人の方が行き来している状況です。

前回は、そんな状況を何もしないで手をこまねいているだけでは手遅れになってしまうので、例えば大阪府内で唯一残された自然海岸をはじめ、山や古墳、田畑といったバラエティーに富む自然環境、奥深い歴史や文化、新鮮でぜいたくな海の幸をはじめとする豊かな食材など、我がまちでしか体験することができない、我がまちの豊富な資源を活用した観光を引き金にして、商工業を発展させるスキームを官民で話し合い、観光産業を今つくり始めるべきだとお伝えしました。

今の岬町の基幹産業は何か、農業とか漁業でしょうかね。そうかもしれませんけれども、水揚げ高や生産高を考えると、基幹産業と呼ぶには、今ではさみしいものがあります。人口減少、少子高齢化が進む中で、漁業や農業従事者も減るわけで、一層厳しくなります。今のまま、何もしないで5年先、10年先の岬町を考えたとき、果たしてどうなっていくか。町での仕事や雇用はどうなっていくか、容易に想像がつくと思います。

しつこいようですが、手遅れにならないよう、今こそ発想を転換して漁業、農業を見せる、体験させることができるような観光産業へスムーズにシフトができるような機運を醸成したり、環境づくりのサポートを町として行うべきではないでしょうか。

前回はそんな我がまちの観光についてを取り上げましたけれども、泉州エリアとしても我がまちを含む泉州地域9市4町が足並みをそろえて関空に押し寄せる外国人観光客の引き寄せを行うべく、関空とタッグを組んでプロモーション活動を協議し、推進していこうとする泉州観光プロモーション推進協議会があります。

岬町の町を挙げてまずやらなければならないことは前述したような独自の観光モデルの構築ですが、並行して泉州観光プロモーション推進協議会の動きを把握し、それに合わせた岬町としての協議会へのアプローチがあると思います。

ここでまず、泉州観光プロモーション推進協議会の今年度の活動状況を時系列にお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 泉州観光プロモーション推進協議会は関空イン、関空アウトのインバウンドによる観光振興及び泉州地域のプロモーションを推進し、関西国際空港や泉州地域の活性化、国内外における泉州ブランドの確立に寄与することを目的として泉州地域9市4町と関西エアポート株式会社で組織

し活動を行っております。

泉州観光プロモーション推進協議会では、プロモーション、情報発信、受け入れ環境官民連携の三つのワーキング部会を設け、各市町がワーキング部会で役割を持ち、毎月全体会議を開催し、事業計画に盛り込んだ事業への取り組みを進めているところです。

平成28年度は、泉州周遊クーポンを活用したファミトリップ、訪日旅行者を対象とした関西国際空港等でのプロモーション、関空エアロプラザでの泉州PRブース、大阪泉州丸わかり屋の運営、泉州観光PRサポーターによる泉州地域の情報発信や新たな観光ルートの発掘、外国人旅行者の動向分析、関係団体と連携した泉州の特産品の海外販路拡大、泉州のご当地土産、グルメの製作などを事業計画に位置付けております。

今年度の活動を幾つか時系列的に紹介をさせていただきます。

9月には、南大阪地域大学コンソーシアムと連携し、関空の利用客をどう泉州に連れていくかをテーマとした集中講座、そして、大阪泉州丸わかり屋誘客イベントの開催を行っております。

10月には、大阪マラソンでのPRブースの出展、関西エアポート株式会社との連携によるインドネシアプロモーションを行っております。

また、11月にはダブルミリオンセラー小説「村上海賊の娘」の著者である和田 竜氏をはじめ、泉州弁に知見のある方々をお招きし、泉州弁の魅力について語り合っていたく泉州弁シンポジウムを開催しております。

また、泉州各自治体で開催されるイベントと連携して、各市町のPRやイベントへの誘客活動を行っております。

12月以降につきましては、泉州観光インバウンド事業として、台湾、韓国に向けた現地プロモーション、ファミトリップ、観光地などの誘客促進のため旅行観光事業者を対象に現地視察をしてもらうツアーをそれぞれ実施する予定です。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 関空に降り立った外国人観光客、一体どこへ行くのか。大阪で人気ナンバーワンといえば、やっぱり心齋橋周辺をはじめとするミナミとかキタ周辺ですよ。

今年度の泉州観光プロモーション推進協議会の動きをお聞きする限り、何とか観光客の北上化の流れというのを阻止して、泉州に流れを持ってこようという思いはみんな一致しているようですね。

それに向けた動きを実際に行っていけるよう、岬町としても遅れをとらないようにしっかりと中身づくりを頑張らないといけません。

さて、泉州観光プロモーション推進協議会の新たな取り組みとして、泉州観光DMOの設立を目指

す動きがあると先日新聞報道されておりましたが、その詳しい情報や内容というのはご存じでしょうか。知っていましたらお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 今年度、泉州観光プロモーション推進協議会の構成メンバーであります高石市、岸和田市、熊取町、忠岡町が連携いたしまして、地方創生加速化交付金の採択を受け、（仮称）泉州観光DMOの設立に向けた調査・研究事業が実施されております。

このDMOの設立に向けた調査・研究事業につきましては、泉州観光プロモーション推進協議会の合意を得ながら進められているところです。

DMOは観光物件、自然、食、芸術、芸能、風習、風俗など、当該地域にある観光資源に精通し、地域と協働して観光地域づくりを行う法人のことで、観光庁では日本版DMOとして、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として多様な関係者と協働しながら明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人と定義がされております。

行政では取り組みが難しい観光地経営の視点に立った観光地域づくりの事業を（仮称）泉州観光DMOが担い、泉州地域の活性化を図っていこうとするものです。

今年度に調査・研究の結果がまとめられ、次年度以降に泉州観光プロモーション推進協議会の中でDMO設立に向けた検討が行われることとなっております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 観光地経営の視点で観光地域化を推し進め、地域の稼ぐ力をつくる、私が一貫して常々言ってきたことというのがまさしくそれでありまして、観光を産業にしていくことが岬町の生き残れる最も近道の方法だと今も思っております。

さて、先ほど、泉州観光DMOの設立に向けた調査・研究事業を実施するために、地方創生加速化交付金を2市2町が連携して採択を受けたとお聞きしました。

岬町は、既に別の事業について地方創生加速化交付金の採択を受けて進行中だと思いますが、この2市2町が連携して採択を受けた事業内容の詳細がわかればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 （仮称）泉州観光DMOの設立に向けました調査・研究事業につきましては、地方創生関連交付金を活用して、泉州のインバウンド推進等の取り組みを検討してはという意見が構成団体

の中であり、地方創生加速化交付金事業が行われていない等、交付金の二次募集に申請が可能な高石市、岸和田市、熊取町、忠岡町の2市2町が広域的な取り組み事業としてDMOの調査・研究事業を申請し、各団体600万円、合計2,400万円の交付決定を受けて実施されているものです。

9月に事業者の募集が開始され、4事業者から応募があり、3者によるプロポーザルの結果、株式会社三菱総合研究所が優先交渉権者として選定され11月に契約が行われております。

三菱総合研究所からは、関西国際空港を利用する訪日外国人旅行者の行動実態の調査として、既存調査を活用した行動分析の実施、関空でのアンケート調査の実施・分析、DMOの設立支援として情報収集、マーケティング調査、意見交換等の実施、中長期的な収支見込の算出、組織体制案、スケジュール等の作成、泉州地域の観光戦略の策定等として、観光戦略の策定、交付金等の活用整理などの提案が行われていると報告をいただいております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどのご説明で、DMO設立に向けた検討がどのように行われていくかがよくわかりました。

最後に、岬町として、泉州観光DMOの取り組みにどのようにかかわっていくのか。また、岬町独自のプロモーションをどのように展開していくのか、お聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 DMOにつきましては、観光庁の積極的な取り組みもあり、全国各地で設立の動きがあります。

地域活性化を図るためには稼ぎをつくることが重要であり、観光地自体が観光客の需要を創造し、商品開発、サービスを開発・提供する着地型観光ビジネスの展開がこれからの観光地経営に求められていると言われております。

着地型観光ビジネスの展開を図る上では、企業の経営のごとく観光地を経営するという視点が必要であり、観光振興のマーケティング機能を担うとともに、地域の主体者をマネジメントしていくという組織としてDMOはその役割を担う組織となり得るものと考えられております。

今年度の調査・研究の中でメリット、デメリット、財政負担等の課題も整理されると聞いておりますので、その内容を精査するとともに、泉州地域が一体となって活性化が図られるよう、構成各市町と協議しながら、本町としての方針を決めてまいりたいと考えております。

また、まちのプロモーションにつきましては、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でタウンプロモーションの推進を具体的な施策に位置づけ、取り組みを進めているところですが、先日のマッ

セOSAKAの政策形成実戦研修の政策提案の中でも、幾つかのタウンプロモーションの提案をいただいておりますので、来年度に向けて戦略的かつ効果的なプロモーションを推進していけるよう検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 DMOについては日本でも既に成功事例が取り上げられております。

理想は民間主導での事業が出発点となり、事業が発展して組織が立ち上がり、最終的に民間組織が政治的に動いて制度化を果たすような動きや流れではないかなと思います。

しかし、実際の多くは地方の観光協会や自治体が、それらがつくる形だけの新組織が国に認定を受けて予算をもらうけれども、今までと何が違うのかさえないような現状になっているところも少なくないようです。

その流れの多くは、補助金をもらう事業計画を自治体若しくは観光協会等の既存団体がコンサル会社に外注し作ってもらい、晴れて認定を受けるというものですけれども、予算のための組織となり、稼ぐことは二の次という、いわゆる制度ありきで事業の話は後回しのようなDMO設立、そもそもの趣旨目的が予算を受けるための組織づくりに変わってしまっているところも見受けられるようです。

岬町の中でも、今後、DMO設立へ動くことがあるかもしれませんが、前述のような骨なし身なし組織とならないよう、また順番を間違えないように注意していくことが大事だと思います。

泉州観光プロモーション推進協議会としても、そんな形だけのDMOにならないように、岬町としても方向性を確認しながら発言していただきたいと思います。

私も動向を今後も注視していきたいと思っております。

以上で、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○道工晴久議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

お諮りします。

あと、もう1名質問残っておりますが、暫時休憩をしたいと思います。よろしゅうございますか。

中原議員、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 それでは、45分再開でよろしくお願いをいたします。

(午後 2時33分 休憩)

(午後 2時45分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き会議を開始いたします。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

安倍政権は、昨年9月の安保法制、戦争法の強行を契機に、強権、暴走政治の歯止めがなくなっています。TPP承認案や年金カット法案、カジノ解禁推進法案を連続して強行しようとしています。

わずか5時間半という短い審議で強行されたカジノ法案は、暴力団の関与やマネーロンダリング、青少年への悪影響など、さまざまな社会悪を生み出しますが、とりわけギャンブル依存症患者を増加させることが明らかであり、カジノ解禁は許されません。提案者は経済効果をうたいますが、カジノは人のお金を巻き上げるだけで何の価値も生み出しません。人の不幸を踏み台にした経済成長を口にするなど、政府や国民を代表する政治家のやることとは思えません。

TPP承認案と関連法の審議が進められていますが、アメリカのトランプ次期大統領がTPPからの離脱を表明し、発効が事実上不可能となっているもとの、安倍首相は日本がTPPを批准してアメリカなどと交渉すると言い出しました。これは、極めて危険な道に突き進むことになります。

トランプ氏が求める2国間交渉に取り組むことになれば、TPPの内容が前提となり、日本はさらなる譲歩を招く危険があります。TPPは日本の農業や食の安全、医療や雇用などを破壊し、アメリカなどの輸出大企業と多国籍企業の利益を最優先したもので、多くの国民が反対するもとの批准を強行することは許されません。

年金カット法案では、年金制度のあり方を根本から変える重大な局面を迎えています。物価が上がっても賃金が減れば年金も減らされるという、これまでにない新しい仕組みを導入しようとしており、高齢者の暮らしに影響を及ぼすばかりか、将来年金を受け取る若い世代の年金まで貧しくする重大な内容です。とりわけ高齢化率の高い岬町にとっては、地域経済の冷え込みが一層深刻になることは明らかです。そうなれば税収も減り、岬町の財政にもさらなる追い打ちをかけることになります。

アベノミクスによる貧困と格差の拡大は住民の暮らしにも、地域経済にも深刻な影を落としています。3年間で4兆円という企業減税により大企業は3年連続で史上最高益を更新し、富裕層には巨額の富がもたらされました。その一方で、労働者の実質賃金は3年間で年額17.5万円も減少し、家計消費は実質13カ月連続してマイナスとなっています。

自民政権のもとで進んでいた貧困と格差がアベノミクスでより拡大し、社会と経済の危機が深刻化しています。それは、ごく一握りの富めるものはより巨額の富を手に入れ、国民の所得が全体として低下するもとの、中間層が貧困層へと転落するという形で進行しています。

連続する労働法制改悪の結果、多くの非正規労働者を生み出し、働いても働いても生活保護水準以下の収入しか得られないワーキングプアと呼ばれる世帯が増大しています。その結果、日本は先進国

の中でも貧困大国となり、日本の貧困率は16.1%、OECD34カ国中ワースト6位と落ち込んでいます。

若い世代が結婚も子どもをもうけることもできない事態におかれ、政治による被害者となっています。それが少子化という課題となって自治体にも対策が迫られています。

国政においても府政においても、住民生活が脅かされる政治が進められる中、地方自治体として岬町ができ得る最大限の努力を行い、住民生活を足元から支える町政の実現をはじめに求めて質問を行います。

一つ目に、介護保険制度について質問をいたします。

介護保険事業の中でも、今回お聞きするのは、地域包括支援センターが担っている機能の主な部分を、来年度から社会福祉協議会に委託する計画についてであります。

はじめに、地域包括支援センターの機能や役割をご説明いただきたいと思います。

あわせて、来年度から社会福祉協議会に委託しようと計画しているのは、こういった機能かお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

地域包括支援センターは包括支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として、介護保険法に基づき設置をしているもので、市町村若しくは市町村から委託を受けた法人が設置することができます。

センターの業務につきましては、基本事業として専門職が高齢者の心身の状況、生活の実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保険医療、介護福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行う総合相談支援業務。地域の住民や民生委員児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的、継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う権利擁護業務。高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において他職種の協働により連携し、個々の高齢者の状況に応じて包括的かつ継続的に支援する包括的ケアマネジメント業務の3業務がございます。

また、機能強化事業といたしましては、地域において生活支援等サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能、主に資源開発やネットワーク構築の機能でございますが、この機能を果たすことを目的とする生活支援サービスの体制整備事業、いわゆる生活支援コーディネーター事業。それと、

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、地域で暮らし続けられるよう、地域の医療、介護の関係機関が連携して包括的・継続的な在宅医療介護を提供することを目的とする在宅医療・介護連携事業。また、認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、その他認知症である、またはその疑いがある方に対する総合的な支援を行う認知症施策推進事業の3業務がございます。

また、そのほかに、介護予防生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対し適切なアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し取り組んでいけるよう必要な援助を行う、いわゆる総合事業対象者等のケアプランの作成、相談・支援を行う介護予防ケアマネジメント業務。

そして最後ですが、指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメント、相談・支援を行う指定介護予防支援業務の合計8業務を行ってございます。

このうち、介護保険法の規定に基づきます委託については、基本事業の総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント業務と介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務を予定しているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 多岐にわたる事業を行われているということが、今、確認できたところです。

そのうちの一部とはいえ、社協に委託をしようとお考えのものは、このセンターが果たしている機能の中心的なものであると思います。

とりわけ対象の方、利用者であるとか、その家族の方であるとか、そういった方と直接相對するごとの中心を担う部分を委託をしようという計画であると認識をしております。

今回、なぜ委託をするという計画に至ったのか、その理由についてお示しをいただきたいと思えます。

私が今回この質問をさせていただくのは、地域包括支援センターというのは市町村自らが責任を持って設置をし、運営をするということを基本に考えて行っていくべき事業であるという考えに基づいてお聞きをするものでありますけれども、今回の委託という計画が持ち上がった理由についてお聞きをしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 地域包括支援センターにおきましては、介護保険法の改正により、これまでの地域支援事業を充実するために新たに、先ほど申しました在宅医療介護連携や認知症施策の推進などにかかる事業が位置づけられ、中核機関としてのセンターの体制強化が重要となっている中で、高齢者人口が6,000人を超える場合は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、いわゆる3職種

を1名ずつ追加配置する必要があることや、今後、法改正等に柔軟に対応していくためのマンパワーを確保する必要性が生じる可能性が容易に予想される一方で、専門職の確保が困難な状況にあること、また、今後はボランティア団体ともこれまで以上に連携を密にしていく必要があることなどの課題がございます。

このような課題を踏まえ、どのようにセンター機能を強化していくかということを考えた場合、相談支援や介護予防ケアマネジメント等の個々の利用者にかかわる役割、これは先ほどの基本事業に当たる部分でございますが、個々の利用者にかかわる役割と在宅医療介護連携事業など地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みや一般介護予防や認知症予防施策など、主に被保険者全体を支援する役割を明確にし、相互に連携することにより高齢者を複層的に支える仕組みを構築することが必要だと考えてございます。

しかし、現状におきましてはセンターの増員につきましては厳しい状況にございまして、また専門職の確保も非常に厳しい環境にあることから、個々の利用者にかかわる役割である総合相談支援業務などの5業務につきましては委託を活用し、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを中心とした役割は町が引き続き担い、それぞれが役割を強化し、質の向上を図りつつ、連携することにより高齢者を支えることで今後の介護保険制度を円滑に運営したいと考えておるところから検討を始めたものでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、幾つか委託を検討する理由を挙げられたと思います。

ボランティア団体との連携を進めたいということは挙げておられて、それは結構なことだと思います。

ただ、連携は確かに社会福祉協議会を中心にしてボランティアの皆さん、活動、また活躍をされていますから、あちらへ事務所が移ればいろんな情報の共有なんかは早いかなということは考えられますけれども、ボランティア団体との連携ということでいうと、場所を移さなくても連携はできるであろうというように一つは思うんですね。

それで、人員の確保の問題を挙げておられましたが、そこで一つお聞きしたいのが、65歳以上の人口が6,000人を超えた場合に、今おられる専門3職種とおっしゃいましたが、その3職種をさらに倍に増やさなければならぬという決まりがあるということをおっしゃられて、その人員の確保が困難だということの一つ大きな理由になるのじゃないかと思うんですけど、挙げておられました。

この65歳以上人口が6,000人を超えるということに関してお聞きをしたいと思うんですが、確か、9月議会の厚生委員会の協議会でしたか、とにかく説明をいただきましたね、議会にも6,0

00人近くなってきていると、5,900人台になってきているということで、この社会福祉協議会への委託を考えているという説明がされていました。

それで、私がお聞きするのは、岬町のほうで2015年3月の時点で第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画という、3年間の計画を策定しておられます。そこにある将来人口の推移と比較した場合に、その中で示されている65歳以上人口については、将来にわたっても6,000人を超えないという予測が示されているんですけども、この計画を策定された段階に見誤りがあったのか、1年半ぐらい前に確定したものになるわけですけども、1年半で将来人口についての見方が間違っていた、計画を大きく変更するというに至ったのはなぜか、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

2015年3月に策定をされています第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中では、予想でピークと考えられているのが、ここに載せられているまま申し上げますが、平成29年がピーク、65歳以上人口のピークで5,863人、その後は徐々にまた減っていくという予想が示されております。

6,000人を超えるということはもともと想定しておられなかったのかなと思うんですけども、これは何て言うか、予想でしかないのでは何か要因があるのかもしれませんが、そのあたりの事情についてお聞きをしておきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、これ平成27年度から平成29年度までの計画でございますが、この計画を策定する際に将来人口の推移として、将来人口の推移をこの計画の中で記載をいたしております。

この数値につきましては、国の厚生労働省の示される算定モデルに従って推計をしたものでございます。

この計画でいきますと、6,000人は超えずにピークを迎え徐々に減少していくという結果となっておりますが、平成28年では5,843人、現在5,930人でございますので、この数値よりはるかに、100人程度上回っているというところがございます、予想が外れるという言い方はおかしいですが、実体的には高齢者人口はまだ増えているというところがございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 3年間の計画を立てておられて、厚労省の示す算定モデルから試算をしたものと外れたということですけど、そうなりますと、岬町として、また担当部局として、将来人口はどのようになってしまうとお考えなんでしょうか。

というのは、65歳以上が6,000人を超えた場合に3職種を2人ずつ置かなければならないという決まりがあるわけですね。それに対応するためにというのが一つの大きな要因であるように私は受けとめているんですけど。

ただ、これは6,000人を1人超えたからすぐ置かなければならないというような厳格なものではないわけなんです。

ということは、これ将来人口としてはいずれまた減ってくるという予測をお持ちだとすれば、社協に委託をして、新たに人を配置しました。でも、その人は、実はまた必要なくなってきましたというようなことになって、新たに採用した方におやめいただくとか、そんなような不安定な形になってもよくないと思いますので、将来人口について、6,000人を超えて、それがどんどん増えていくと、何年ぐらい6,000人を超える期間が続くとか、あといつごろがピークなのか、そのあたりについてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

高齢者人口が6,000人を超えますと、基準としては3職種を1名ずつ配置する必要がございます。

ただし、その6,000人というのは、先ほど議員ご指摘がありましたように1人超える、あるいは、次の月には、また6,000人を割り込むという事態が生じる可能性が十分ございます。その辺については、一定の期間、様子を見てということが必要だと思います。

6,000人がこれからも経常的に超えるような場合は配置をする必要があるのではないかと考えておるところでございます。

ただ、人口推計から申しますと、岬町の人口自体が減っていってございますので、それにつれて65歳以上人口も減ってくるというような形の推計となっておりますが、6,000人を目の前にしてまいりますとなかなか今後の伸びについては留意をしていく必要があるかと考えてございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 お答えの中で、将来人口の推移についてはどのように考えているかということについて回答がありませんでした。

これは、ちょっと答えられますか。65歳以上人口の推移について。

お答え、もしいただけるようであれば、再度お答えください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 あくまでも現在、私どもがもとにしておりますのは、先ほどの計画の中の数

値でございます。

その傾向から申しますと、一定ピークを迎えて徐々に落ちてくると考えてございますが、本来であれば、平成29年度ぐらいをピークにして下がるというような、この計画での推計ではございますが、それ以上の高齢者人口になってきているというのが事実でございますので、まだ今後、この伸びは続く可能性もあるかなと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 明確な答弁は難しいということかなと思います。

それで、それだけに将来の予測がつきにくい、人の生死にかかわることですので、いろいろな要素がありますから、予測といっても非常に難しいということだろうと思うんですが、この先、一定伸びていく期間がもう少し続くとしても、そんなに長期にわたるわけではないんじゃないかなと私は思うんです。そこは恐らく共有できると思うんですね。

それから、爆発的に伸びるということも余り考えづらい、というのが事実だろうと私思うんですよ。このときに、なぜ来年度から慌てて委託をされようとお考えかということに私は率直な疑問を持っています。

それで、人数のことはやりとりしていても仕方がないことということになりますので、実際の人数、事実に基づいて確認をまたおいおいしていくということになるんでしょうが、専門職3名を新たに確保するのが困難だと先ほどおっしゃいました。なぜ困難なのか、その点についてお答えください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 3職種、いわゆる社会福祉士、保健師、それと主任介護支援専門員、この3職種につきましては、これまでも募集等、特にケアマネジャーも含めて募集をしたことがございますが、なかなか応募がないということもございますし、この状況は岬町だけではなくてほかの市町村についても同様に応募がないので、ケアプランを委託に回しているという現状が見られております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 募集をしても応募がないという、困難な理由はそこにあるということでした。

そうであるならば、社会福祉協議会に委託を出したとしても、その事実は変わらないんじゃないのかなと思うんですね。

町が募集をして困難なことをよそに押しつけるというようにならないかなと、私、不安に思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 本町を含めまして、ほかの自治体も含めて募集をかけてもなかなか来ない、

応募がないというような状況につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。

しかしながら、社会福祉協議会、あるいは他の市町村で老人施設関係の社会福祉法人などにも委託している団体がございますが、その辺に聞きますと、柔軟に対応して人員を確保しているということも聞き及んでいるところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと今のお答えでは、なぜ岬町には人員の確保ができないのに、社会福祉協議会にはできるのか、謎です。

いろんな横のつながりといいますか、そういった関係をお持ちなのかなと思ったりもしますが、それは岬町だってお持ちなんじゃないのかしらと素朴に思います。

この議論も余り時間をかけても仕方ないかなと思いますので、ちょっと私はそういう素朴な疑問を持つということを申し上げているところです。

それで、引き続いてお聞きをするんですが、もしも今、計画されているとおり、来年度からの委託ということでどんどん進んでいくということになった場合、今も実際上は恐らく計画がスムーズに進むように実務的なことは整えていかれているんじゃないかと思うんですけど、心配に思うことが幾つかありますのでお聞きをしたいと思います。

まず一つは、窓口が複数になるという問題ですね。介護保険事業は、今まででしたら岬町の役場で介護度の軽い方から重い方まで介護の高齢者福祉のところに来れば、全てご相談に応じることができたということですけど、もし地域包括支援センターの一部の業務であっても社会福祉協議会に委託をするということになると、要支援1、2の方、また総合事業をご利用の方、あとは相談とかの基本的な事業についても委託をするということですから、そういった対象の方についてはより詳しくご相談に応じようと思ったら、社協の窓口へ行っていただくのがいいということになってしまうわけなんです。

そのあたりで、ワンストップサービスというものが実現できるのかということが一つ、利用者サービスの点では心配になるところです。

それから、もう一つ、財政的な負担の増大の問題です。これは、先日行われました運営協議会の中でも委員のほうから質問が出て確認をしておりましたが、外部に委託に出すからというときは、よくあるのは経費の節減につながるということがよく発生することなんですけれど、その確認を委員がされました。その場で答えておられたのは、経費の節減にはつながりませんというお答えでした。

恐らく非常に大きな投資、イニシャルコストも、それから、その後の運営、維持管理、人件費を考えますと非常に大きな委託費を渡していくということになるだろうと思うんですね。そのあたりで、

財政的な負担をいかほどとお考えになっておられるのか。

それから、もう一つ気になるのが、情報の共有ですとか、連携した対応にどう頑張っても遅れが生じざるを得ないだろうという問題なんですね。

これまででしたら、例えば地域包括支援センターのケアマネさんが訪問に行き利用者の方からある相談を受けてきました。自分のところだけでは対応しきれない問題がその中に含まれていました。本庁に帰ってきて、関係するところとすぐに相談ができるということだったわけですが、そういうことがどうしてもタイムラグが発生せざるを得ないということが発生すると思います。

このあたりについて、どのように、住民サービスを低下させないことを前提にとおっしゃいますけれども、どうやってそれを実現するのか、この3点についてお答えをいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず1点目でございますが、相談窓口が二つできることによって混乱するのではないかとございまして、センター業務の一部を委託することによりまして、相談できる窓口が二つになります。

委託については、十分な周知を行ってまいりたいと考えておりますが、相談内容によって住民をたらい回しにするのではなく、あくまでもワンストップサービスで行いたいと考えております。

町においても専門職が相談に応じながら、委託先については訪問等によるアウトリーチで対応するなどにより、懸念とは逆に、強みに変えたいと考えてございます。

それと、財政負担でございますが、まず委託料につきましては現在、積算を行っているところでございます。

センター業務を分担することによりまして、財政負担は増加をされると考えられますけれども、それぞれの質の向上が図られ、役割が強化できることから、今後の高齢者の円滑な推進が図られるというように考えているところでございます。

それと、タイムラグでございますが、先ほどのお答えと重複するかも知れませんが、あくまでも両方が、町の専門職や、あるいは委託先の専門職のどちらかがアウトリーチ型で丁寧に対応して、それによって住民サービスの向上が図られるのではないかと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 委託について十分な周知を行いたいとおっしゃいますけれども、来年の4月までといいますと、12月だから、もう5カ月を切っているんですか。

その、今の時期になって十分な周知を行いたくないんじゃないかと私は率直に思いますよ。何をどうやって十分な周知が行えるのか、物すごく大変ないろんな方への負担をかけるんじゃないんです

か。

まあまあ、ちょっと待ってください。後でいろいろ答えてください。

私はちょっといろんな準備に期間を考えても、この段階で十分な周知を行いたいとおっしゃることには何か疑問を感じざるを得ないと思います。

それから、相談窓口が二つできると考えればということがありました。それは確かにものは考えようで、それも一つ考え方としてはいいのかもしれませんが。

ただ、行った先1カ所で相談から始まって、サービスの調整まで行える、1カ所で完結ができるということが大事なんです。あっち行って聞いてきて、こっち行ってじゃなくて。相談に行ったそこで調整までできるというのがワンストップサービスですから、その実現ということでいうと、少し不安があると私は思います。

財政的な負担については、ただいま積算中ということで、負担の増大はお認めになっていますけれども、これはまた来年度予算等で確認をさせていただきしかないかなと思いますが、財政的な問題ではこのまま社協への委託ということをお進めになるようであれば、特にソフト、個人情報の管理の問題で、やはりセキュリティーの管理については厳正で確実に守られるように整えていただく必要があると、また、そのことに伴って新たな財政的な負担が生じざるを得ないということは指摘しておきたいと思います。

最後にお答えいただいた情報の共有の問題ですけれども、その点のお答えは私、お答え聞いてまいちびんと来なかったんですけど、よくわからなかったんですが、私が心配していますのは、やはり、最も深刻なケースなんかへの対応の問題なんです。

岬町が地域包括支援センターを今、設置して運営をしておりますから、さまざまな権限についても持っているわけなんです。

ですので、例えば虐待だとか、措置的なものが必要になった場合に、市町村は例えば立入調査の権限も持っている、また、立入調査をする際の警察署長への援助の要請の権限も持っている。

けれど、委託した場合は、委託先にはそれは持ってないわけですよ。ですので、本当に万が一の命にかかわるような事態が発生した場合に、このタイムラグという問題が命取りになってくるようなケースも発生するんじゃないだろうかと、そのようないろいろなことを考えると非常に不安に感じているということでもあります。

もし、今私がさらに不安に思っているということを申し上げましたが、そのことについて、こうこうだから大丈夫だよということがおありでしたらお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず住民への周知でございますが、今、一言で住民への周知ということでご答弁させていただきましたが、住民への周知につきましては岬だより等で住民全体に周知をすると、これは当たり前のことでございまして、それよりも、現在、サービスを利用されている方にどのようにしてお伝えをしていくかというところを考えた場合に、そのサービスを利用されている方につきましては一定の期間内でアセスメントに訪問する機会がございます。

そのアセスメントに訪問する機会を通じて丁寧に説明をしていきたいと考えているところでございます。

それと、もう1点、委託する場合のセキュリティーの問題でございますが、当然、今の社会福祉協議会においてもセキュリティーポリシーを規定いたしまして、個人情報の保護に努めているところでございます。

当然、重大な個人情報になりますので、その辺の情報につきましては外部に出ない、システムを使っても外部に出ないような形でセキュリティーポリシーに基づいた個人情報管理をしていきたいと考えてございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 時期の問題で、来年度から総合事業という新たな制度の導入も始まるわけですね。その中心になるのが、この委託しようとしている地域包括支援センター事業の中に含まれるわけですね。

ですので、総合事業という新しい仕組みを導入するだけでも私は非常に大変なんじゃないだろうか思っているんですけど、それと同時に委託もスタートするということには非常に無理があるんじゃないかと私は思っているんです。

そのことについては何か対策といいますか、具体的にこの問題を解決する方策をお持ちなんじゃないか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 平成29年4月からスタートします総合事業につきましては、一部の自治体では平成29年4月に一斉に総合事業のほうに移行するという団体もございますが、本町では現在サービスを利用されている方については4月以降の認定の更新時にあわせて総合事業に移行する方法、1年かけて緩やかに移行したいと考えてございます。

また、4月以降の新規利用者につきましては、これまでの介護認定申請を優先したいと考えていることから、緩やかに移行していくということから、利用者の方は混乱をしないと考えてございます。

また、この移行についても、先ほど申しましたように、アセスメントの機会を捉えまして、総合事

業の説明を利用者やその家族等にしていく予定としてございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この問題ばかり質問しているわけにいかないの、この問題に対する質問は最後にしようと思うんですけど、町長にお尋ねをしたいと思います。

これまで私は率直に、素朴に感じる疑問も含めて投げかけさせていただきました。その中で、得られた回答でなるほどなど、そういう考え方もあるなど思ったこともありました。

ただ、新たに大きな財政負担を伴う事柄について、また、岬町が直接行っていたことを委託に出すというのは、私は町としての責任の後退であるというように考えますので、それをどうしてもやらないといけないのか、それも来年度からどうしてもやらないといけないのかということについては、率直に申し上げて得心がいきませんでした。

一つは、65歳以上人口の推移の問題です。この先の推移がどのようになるのか、担当課としてのきちんとした考え方や結論、分析が持っていない。そのもとで6,000人を超える人口の時期がどれくらい続くのかが予想できていないにもかかわらず来年度からスタートする、そこには大きな財政負担が伴う。そして、町単独で行っているものが遠ざかってしまうということに私は感じたんですけども、どうしても来年度から行うというお考えなんでしょうか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

今、この委託するかしないかについては、介護保険協議会に一応諮問をしております。まだ、答申はもらっていませんので何とも言えませんが、私はこのことについては2年ほど前から担当のほうには十分、今後協議をして検討するよというははずっと言ってきたんですけども、ここに来て一通りのまとめができ上がってきたというのは、今よりもっとサービスができないのか、つまり町が単独で今やっておるこの介護支援事業については、八つの事業のうち五つを委託に出そうという考え方ですけども、その中で、やはり行政が行う中でどうしてもサービスが限られてくるというのがあって、なかなか一歩前へ踏み出せないというところを補えるところが私は民間委託のよさでないかなど、このように思っています。

その中で、なぜ民間委託がいいのかというのは、先ほど部長から答弁したように、もちろん社協、それから自治会、そして民生委員、これが一つのいわば民間のボランティア団体になっていただいております。

もっとほかにもあるんですよ、いろいろあるんですけど、大まか3団体がやっていただいて、常にそこと連携をとれるというのは、もちろん行政もとれるわけなんですけども、どうしても社協とのか

かわりが一番深いんじゃないかなということ、社会福祉協議会ということ担当のほうではそういう方向性を決めていると思うんですけども、別に今すぐに何でもやらなきゃいかんという考え方は私は持っておりません。

これについては、十分、運営協議会の答申を受けて、その中で私は十分それを精査した中で担当、または関係者と十分詰めて方向性を判断していきたい、このように思っておりますので、議員おっしゃるように、いろんな疑問点、また不安もいろいろあるかと思えます。我々もこれがいいという方策は持っておりませんが、やはり、そういった運営協議会というのは都度いろんなことに重ねて思っていたいておりますので、その辺の意見というのは大事であろうと思っておりますので、ただ、行政主導でこれをやっつけようという考えはありませんので、もう少し我々は答申を受けた中で、議論を重ねる中で今年度はそれがいいという方向に出るのか、1年遅らすのか、もう2年遅らすのか、ベストとして十分検討を重ねてまいりたいと、このように思っています。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 よく議論をしていただきたい、精査して結論を出していただきたいと思えます。

先日の運営協議会は私も傍聴させていただきました。おおむね運営協議会の中では担当部局が考えておられることで合意が得られたという格好の結論ではありましたが、その中でもこんなことが不安だというような声は出ていましたから、そういうことも含めてよく調整をしていただいて、お決めいただきたいと思えます。

私は、はじめから申し上げているとおり、少なくとも来年度からの委託は見送るべきであるということ、これは重ねて申し上げておきたいと思えます。

二つ目の学校教育施設、生涯学習施設へのエアコン設置について質問をいたします。

午前中に田島議員のほうで幼稚園のエアコンの設置についての質問がありました。それに対して、来年度予算で要求していきたいという非常に前向き、積極的なお答えがあったところであります。

私はかねてより、学校教育施設、小中学校、また幼稚園の通常の教室、小中学校であれば普通教室、幼稚園であれば保育室、子どもたちが日常的に過ごす教室へのエアコン設置を急ぐべきであると求めてきたところであります。

その質問を受けて、担当部局、また現場の先生方のご協力もいただいて教室の環境について計測をしていただいたと、このことについては努力を払っていただいたということに評価をしたいと思えますし、また、一定の財政もそこに費やして準備をしていただいたということは評価しておきたいと思えます。

努力していただいて、検査が行われておりますので、その検査結果を概括的にで結構ですので、ご

報告いただきたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 今年度、小中学校、幼稚園を対象に実施しました温湿度調査結果について回答させていただきます。

今年度の調査は、6月13日から9月16日までの夏休みを除き、約40日間で行いました。なお、この期間には短縮授業期間も約10日含まれています。

各施設におきまして室温が30度を超えたのは岬中学校では2階の教室で10日、3階で14日、4階は20日と、階が上がるにしたがって室温が高くなっております。

淡輪小学校では約18日、深日小学校では約10日、多奈川小学校では約10日。なお、多奈川小学校の2階では4日という教室もありましたので、多奈川小学校が一番涼しかったのかと思います。

なお、淡輪幼稚園では約20日となっております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 非常に暑い日が観測されたということであります。

全ての学年の全ての教室で普通教室のエアコン設置に向けて努力をしていただきたいと思います。

先ほど、幼稚園については来年度予算要望しますということでありましたが、小中学校についてはいかがかお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 空調設置について町はどのように考えているのか、回答させていただきたいと思えます。

子どもの適切な学習環境の確保を図るためには、学校における環境衛生を良好に保つことが大切であると考えております。

学校施設は未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場です。今年度の調査結果を受け、教育委員会としましては、子どもたちにとって快適な教育環境づくりが必要ですが、小中学校の普通教室等への空調設置をするためには財源の確保が大きな課題であると考えております。

今後、町長部局と十分に協議してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 確かに大きな財源を伴うものでありますけれども、国庫補助等も活用して、ぜひ前向きに子どもたちの適切に学べる環境づくりに心がけていただきたいというように要望しておきたいと思えます。

時間が迫ってまいりました。久しぶりに時間の計算を失敗しました。

三つ目の子ども貧困対策についてですが、大変申しわけない。いろいろお答えいただこうと思って準備をしてくださっていたと思うんですよ。けれど、この課題は次回の3カ月後の議会に持ち越さざるを得ない、ほかの方が残された質問時間を私がおかりできるようならいいんですけど、ちょっとそういうわけにはいかないの、本格的には次の議会で取り上げたいなと思っております。

一つ問題提起的に、私からこの場をおかりして、その前に1個言うのを忘れた。

すみません、さっきの教育環境の整備の問題ですけど、一言足すのを忘れておりました。

小中学校、それから幼稚園の環境整備、エアコンの設置について求めたところでありますけれども、生涯学習施設の中で市民体育館へのエアコン設置についても設置の要望の訴えを聞いておりますので、それについてもまた今後、前向きに検討することをあわせて求めておきたいと思っております。

というのを忘れておりました。失礼しました。

それと、子どもの貧困対策についてなんですが、また本格的には次にとと思いますが、私、冒頭に申し上げたとおり、貧困と格差が非常に進んでいると。

その中でも、子どもがいる世帯の貧困というのが非常に深刻な形で進んでいるというのが事実として浮かび上がってきております。

その中で、国会においては子どもの貧困対策に関する法律も成立をされ、その中で各市町村に対して子どもの貧困対策を解決するためにいろいろな施策を義務づけているところでもあります。

それで、いろんな施策を展開していくに当たって、やはり必要なのは、岬町なら岬町での子どもの貧困のあらわれ方がどうなのかという、どこに手当が必要なのか、効果的な事業は何なのかということ調査した上で分析し、方策を練らなければいけないと思うんですね。

それで、その調査・研究については大阪府下でも一部の自治体、13個の自治体においては独自も含めてやられておりますけれども、この調査・研究が必要であると、まずはそれが必要であると思っております。

それから、もう一つは、子どもの貧困対策といっても事業が多岐にわたる、また、いろいろな部局にまたがるわけですので、そこを取りまとめる、中心的にどこかの部局がまとめるということにするのか、ワーキングチームを作るのか。まず、子どもの貧困対策を前に進めるための組織づくりが必要だと思っております。

ですので、この調査・研究、それから組織づくりというこの二つにぜひ取り組んでいただきたい、取り組む必要があると私は考えております。

この二つについてだけお答えをいただいております。

なお、調査・研究については国のほうでも交付金をもうけております。上限が4分の3だったかな

と思いますけれども、地域子どもの未来交付金という名前で財源の措置も行われているところであり
ますから、調査・研究も含めて、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

調査・研究をすることに対するお考え、それからこの問題を解決していくための組織づくり、この
2点についてお答えください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 実態調査につきましては、大阪府が今後、効果的な子どもの貧困対策を検討
するために、本年7月に子どもの生活に関する実態調査を実施したところでございます。

この調査につきましては、先ほど議員述べられたように、共同で調査を実施した13市町村がござ
います。

また、この調査の分析に当たっては、クロス集計を行いながら、共同で実施をした市町の結果とあ
わせて府全域で行い、今年度末には結果が取りまとめられると聞いてございます。

本町としましては、この結果を参考にしてまいりたいと考えてございます。

それと、取り組み体制でございますが、子どもの貧困対策につきましては、子どもという面では子
育て支援課、教育委員会、あるいは生活困窮という面では地域福祉課が窓口になると考えられますが、
教育支援、生活支援、経済支援、就労支援など多岐の分野からの支援となることから、全庁的な連携
体制が必要であり、早急に検討してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 中原君、最後です。

○中原 晶議員 この問題は、また今後の議会で取り組みたいと思いますけれども、この子どもの貧困
という問題が今、構造的な問題になっているということもよくご認識をいただいて、岬町として果た
すべき役割をぜひ前向きに果たしていただきたいと、今お答えいただいた実態調査の問題、それから
組織づくりについても一刻も早く着手して前向きに進めていただきたいと要望申し上げて質問を終わ
ります。

○道工晴久議長 以上で、中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす12月7日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

なお、1件ご相談したいことがございますので、理事者からも1件ございますが、議員各位並びに
理事者の方につきましては、第2委員会室に至急お入り、5分程度で終わりますので、すぐに第2委
員会室にお入りいただいて、申しわけございません。

過日の全協でご相談するのを1件忘れておりました、今日続いて相談しとうございますので、5分程度時間ください。よろしくお願いいたします。

(午後3時47分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年12月6日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 出 口 実

議 員 竹 原 伸 晃